

平成 22 年度  
木材調達のグリーン化普及  
啓発キャンペーン実施業務報告書

2011 年 3 月

財団法人 地球・人間環境フォーラム

## はじめに

地球規模の環境問題である森林減少の進行を食い止めるには、持続可能な森林経営を促進することが重要であるが、持続可能な森林経営を阻害する原因の一つとして、違法伐採が指摘されている。違法伐採は木材生産国の森林減少を引き起こし、二酸化炭素の放出、生物多様性・森林生態系を損なうのみならず、木材の世界における市場価格の引き下げを引き起こす等により、第3国における持続可能な森林経営を脅かすなど、世界の持続可能な森林経営へ深刻な影響を及ぼしている。

我が国は違法伐採対策として、平成18年4月1日からグリーン購入法により政府調達の対象を合法性・持続可能性が証明された木材とする措置を開始したところである。今後は、グリーン購入法に基づく調達方針について、法律の対象である国及び独立行政法人等にとどまらず、広く民間調達にも普及させていくことが必要であり、その普及方策について検討するため、「平成19年度木材・木材製品の調達に係るグリーン購入法の取組・普及調査」において住宅・建築事業者等へアンケート調査等を行った。その結果、合法性・持続可能性が証明された木材の需要拡大のためには、一般国民及び木材製品等の最終消費者に対し、森林減少、違法伐採問題、木材調達のグリーン化に関する情報提供、普及啓発を実施する必要があることが明らかとなつたため、平成19年度末より、同キャンペーンを開始したところである。

本業務は、平成20年度及び平成21年度実施の同キャンペーンを引き継ぎ、一般国民及び木材製品等の最終消費者に対し、さらなる普及啓発活動を実施したものである。とくに今年度は平成21年度に作成したDVD教材「人と木～世界の森林を守るために、今私たちにできること～」を活用しての普及活動を中心に実施した。また近年欧州連合（EU）などにおいて、合法性・持続可能性が証明された木材を調達するための法整備などが進んでおり、その最新の情報も収集し、まとめた。

最後に、本業務の実施にあたりご協力をいただいた方々に厚く御礼を申し上げる。

2011年3月

財団法人 地球・人間環境フォーラム  
理事長 炭谷 茂

# 目次

はじめに .....	I
目次 .....	II
業務実施体制 .....	IV
第1部 木材調達のグリーン化普及啓発キャンペーン実施業務 .....	1
第1章 一般国民に対するインターネットを活用した情報提供の実施 .....	1
1-1 インターネットを活用した情報提供 .....	1
1-2 一般国民に対する展示会・イベント開催を通じた情報提供 .....	4
1-3 不特定多数の国民に対する情報提供 .....	7
第2章 業界団体等の印刷物への情報掲載 .....	11
2-1 情報の提供先 .....	11
2-2 情報が掲載された広報誌等 .....	16
第3章 消費者団体への働きかけ .....	21
3-1 消費者団体への情報提供 .....	21
3-2 消費者団体への個別の働きかけ .....	22
第4章 環境教育への組み込み .....	23
4-1 映像教材についての広報・配布 .....	23
4-2 インターネットでの視聴及び映像のダウンロード .....	24
4-3 学習指導案の事例集 .....	24
第5章 出前講座の実施 .....	41
5-1 配布資料 .....	41
5-2 講師リスト .....	41
5-3 出前講座実施リスト .....	41
5-4 出前講座の実施風景 .....	43
今後の課題 .....	45
第2部 海外における民間調達の需要拡大のための取組の調査 .....	46
調査概要 .....	47
参考資料 .....	49
略語表 .....	50

<b>第1章 EU の違法伐採対策と FLEGT 行動計画.....</b>	<b>51</b>
1-1 EU の違法伐採対策の背景と経緯 .....	51
1-2 EU FLEGT 行動計画.....	52
1-3 FLEGT VPA とライセンシング・スキーム.....	53
1-4 EU 木材法.....	60
<b>第2章 英国とオランダの政府調達の取組.....</b>	<b>68</b>
2-1 英国 .....	69
2-2 オランダ .....	72
<b>第3章 英国における民間の取組 .....</b>	<b>76</b>
3-1 TIMBER TRADE FEDERATION の取組.....	76
3-2 B&Q 社の取組.....	76
3-3 JOHN LEWIS PARTNERS の取組.....	78
<b>第4章 米国の違法伐採対策とレーシー法 .....</b>	<b>80</b>
4-1 米国の違法伐採対策の背景と経緯 .....	80
4-2 改訂レーシー法の内容 .....	81
4-3 レーシー法の影響と業界の反応 .....	85
<b>まとめ .....</b>	<b>88</b>
<b>第5章 普及啓発活動の現状 .....</b>	<b>90</b>
5-1 政府による取組 .....	90
5-2 NGO の取組.....	93
<b>まとめ .....</b>	<b>99</b>
<b>添付資料 1 パネル「木はどこから来ているでしょう」(エコプロダクツ 2010 用) .....</b>	<b>101</b>
<b>添付資料 2 Chatham House 17<sup>th</sup> Illegal Logging Stakeholder Update Agenda/Participants List .....</b>	<b>104</b>

## 業務実施体制

本業務は下記実施体制により、実施した。

坂本 有希	財団法人 地球・人間環境フォーラム 企画調査部長／フェアウッド担当	全体調整、出前講座講師
根津 亜矢子	財団法人 地球・人間環境フォーラム 企画調査部研究員／フェアウッド担当	情報提供実施、イベント・展示出展 調整、海外調査実施、報告書作成
飯沼 佐代子	財団法人 地球・人間環境フォーラム 企画調査部研究員／フェアウッド担当	消費者団体調整、出前講座講師
糀井まり	財団法人 地球・人間環境フォーラム プロジェクト研究員	海外調査実施、出前講座講師、報告 書作成
岡崎 時春	国際環境 NGO FoE Japan 森林プロ ジェクト／フェアウッド担当	出前講座講師
中澤 健一	国際環境 NGO FoE Japan 森林プロ ジェクト／フェアウッド担当	出前講座講師
三柴 純一	国際環境 NGO FoE Japan 森林プロ ジェクト／フェアウッド担当	出前講座講師
三上 雄己	フェアウッド・パートナーズ	出前講座講師
木村 輝一郎	フェアウッド・パートナーズ	出前講座講師

## 第 2 部 海外における民間調達の需要拡大のための取組の調査

世界における主要な木材輸入地域である欧州連合（以下、「EU」）を中心に、合法性・持続可能性が証明された木材及び木材製品の政府調達に関する制度・政策及びその影響について、また民間調達における需要拡大のための活動について、調査を実施した。

違法伐採問題が国際社会で注目され始め、最初に G8 バーミンガム・サミットで違法伐採対策に関する合意事項が採択された 1998 年から、すでに 10 年以上が経過している<sup>5</sup>。この間、2001 年の「森林法の施行に関する東アジア閣僚会合」、2002 年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）」など、様々な会議が開かれ、国際社会でこの問題に緊急に対処することの重要性が繰り返し確認されている<sup>6</sup>。

1998 年以来、世界銀行、国際熱帯木材機関(ITTO)、国連食糧農業機関(FAO)などの国際機関や、日本を含む多くの先進国政府が、違法伐採対策のために多くの資金を提供してきた。また、生産国と消費国両方において、法整備や取り締まりが強化されてきたが、違法伐採問題が根本的に多くの場合途上国のガバナンスの弱さや汚職に根付いたものであることから、消費側である先進国において、政府の公共調達方針をはじめとした多くの政策が実施されてきた。

違法伐採問題を長年分析してきた英国王立国際問題研究所の最近の調査によると、調査で例にとった主要生産国 5 か国において違法伐採はおおむね減っているか現状を維持しているという結果が出ている<sup>7</sup>。ただし、違法伐採の割合は引き続き深刻である。例えばブラジルでは全体の伐採の 35~72%、カメルーンでは 22~35%、ガーナでは 59~65%、インドネシアでは 40~61%、マレーシアでは 14~25%が違法伐採だという分析が出ている。この報告書では、森林問題に関するメディアの報道が、近年は炭素の吸収という点に集中していくことで、違法伐採問題が以前ほど取り上げられなくなったことも指摘されている。

こうした中、欧州と米国において、違法伐採問題に対する対策の一環として、新たな法律

<sup>5</sup> より詳しい経緯については、「平成 18 年度世界の森林保全のための違法伐採問題に関する検討調査業務報告書」（環境省事業・地球・人間環境フォーラム）を参照。

<sup>6</sup> 例えば、世界中から参加者が集まった 2002 年のヨハネスブルグサミット（「持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）」）では、各国は森林法を実行することと、違法材の国際取引に対して即刻の措置を取ることが合意されている。

<sup>7</sup> Lawson, S. and MacFaul, L. ‘Illegal Logging and Related Trade: Indicators of the Global Response’. Chatham House, 2010. pp. 98-99.

が誕生している。先に法律を誕生させた米国では、2008 年にレーシー法を改訂し、違法木材製品の輸入や国内販売を禁止し、すでに 2 件の案件が摘発されている。また、2010 年に EU 木材法を誕生させた欧州では、現在 2013 年からの施行に向け、欧州委員会と EU 加盟国 27 か国が準備をしており、関係ステークホルダーを入れたコンサルテーションプロセスが始まっている。

本報告書では、この欧米の新しい違法材規制のための法律を中心に、欧米における関連した取組について報告する。

また、政府及び民間が取り組んでいる合法性・持続可能性が証明された木材及び木材製品の民間調達における需要拡大のための活動について、英国の事例を中心に報告する。

## 調査概要

本調査は以下のような手法で実施した。

### 1. 欧州及び米国における違法伐採対策の文献等調査

主にインターネットから入手できる文献等から、欧州・米国において行われている違法伐採対策に関する取組の概略に関する情報を収集した。

### 2. 英国、オランダ聞き取り調査（2011 年 1 月～2 月）

英国・ロンドンで定期的に（年に 2 回）開催されている違法伐採ステークホルダー会合（Illegal Logging Stakeholder Update）の第 17 回会合（1 月 27・28 日）<sup>8</sup>に出席すると同時に、今年度の調査対象国となった英国、オランダの政府関係省庁、木材輸入業界団体への聞き取りを行い、それぞれの主体ごとの調達方針の策定・実施などをはじめとする違法伐採対策の概要、今後の課題や展望についてまとめた。

主な聞き取り実施先は以下。

#### ●英國

- Hugh Speechly, Programme Co-ordinator, Forest Law Enforcement and Governance, Department for International Development (DFID)
- Gisela Carr, Policy Adviser, European Union and International Co-ordination, Department for Environment, Food and Rural Affairs (DEFRA)
- Sofie Tind Nielsen, Project Manager, Central Point of Expertise on Timber (CPET)

<sup>8</sup> [http://www.illegal-logging.info/item\\_single.php?it\\_id=206&it=event](http://www.illegal-logging.info/item_single.php?it_id=206&it=event)  
会議のアジェンダと出席者は添付資料 2 を参照。

- Rachel Butler, Head of Sustainability, Timber Trade Federation
- Emily Fripp, Managing Director, Efeca
- Catherine Pazderka, Sustainability Policy Adviser, British Retail Consortium
- Chatham House, 17<sup>th</sup> Illegal Logging Stakeholder Update 参加者

●EU

- Flip Van Helden, International Forest Policy, Environmental agreements and Trade, European Commission
- Jeremy Wall, Principal Administrator, Textiles, Fashion and Forest-based Industries Unit, European Commission
- Julia Falconer, Policy Officer, Sustainable Management of Natural Resources, European Commission

●オランダ

- Andre de Boer, Secretary General of the European Timber Traders Federation

3. 調査期間

2010 年 8 月～2011 年 3 月

4. 調査チーム

坂本 有希	(財) 地球・人間環境フォーラム	企画調査部長
根津 亜矢子	//	企画調査部研究員
糸井 まり	//	企画調査部プロジェクト研究員

## 参考資料

- 平成 18 年度「世界の森林保全のための違法伐採問題に関する検討調査業務報告書」(環境省事業・地球・人間環境フォーラム)
- 平成 22 年度「森林保全分野のパートナーシップ構築のあり方 調査報告書」(環境省事業: 地球・人間環境フォーラム)
- CPET, *Executive Summary of UK Government Timber Procurement Advice Note*, 2010
- CPET, *UK Government's Timber Procurement Policy: Timber reporting pilot study*, July 2009
- EFI FLEGT Team, *EFI Policy Brief 2: Forest Law Enforcement, Governance and Trade: The European Approach.* European Forest Institute, 2008
- *EFI Policy Brief 5: Changing International Markets for Timber and Wood Products - Main Policy Instruments.* European Forest Institute, 2010
- FERN, *Buying a sustainable future? Timber procurement policies in Europe and Japan*, 2009
- Environmental Investigation Agency, *No Questions Asked: The Impacts of US Market Demand for Illegal Timber – And Potential for Change*. 2007
- Lawson, S. and MacFaul, L. July 2010 *Illegal Logging and Related Trade: Indicators of the Global Response.*
- ProForest, *FLEGT Licensed Timber and EU Member State Procurement Policies*, 2010
- Seneca Creek Associates, *Illegal Logging and Global Wood Markets: The Competitive Impacts on the U.S. Wood Products Industry*. 2004 Prepared for American Forest & Paper Association.

## 略語表

BRL	National Assessment Guidelines	(オランダの木材持続可能性確保のためのガイドライン)
CITES	Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）
CoC	Chain of Custody	サプライチェーン（生産・流通・加工工程）の管理
CPET	Central Point of Expertise on Timber	《英》(政府木材調達方針のための専門家機関)
CSA	Canada Standard Association	カナダ標準化協会
DEFRA	Department for Environment, Food and Rural Affairs	《英》環境・食糧・農村地域省
DFID	Department for International Development	《英》国際開発省
FLEGT	Forest Law Enforcement, Governance and Trade	森林法の施行・ガバナンス・貿易
FSC	Forest Stewardship Council	森林管理協議会
GFTN	Global Forest and Trade Network	(森林認証取得支援等を行う、WWF のプログラム)
LAS	Timber Legality Assurance System	合法性保証システム
MOU	Memorandum of Understanding	覚書
MTCC	Malaysian Timber Certification Council	マレーシア木材認証協議会
MTCS	Malaysian Timber Certification Scheme	マレーシア木材認証スキーム
PEFC	Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes	(ヨーロッパで発達した森林認証制度)
RIIA	Royal Institute of International Affairs (Chatham House)	《英》王立国際問題研究所（チャタムハウス）
RPP	Responsible Purchasing Policy	責任ある調達方針（英 TTF が会員企業向けに提供する責任ある調達支援制度）
SFI	Sustainable Forestry Initiative	(AF&PA（全米林産物製紙協会）が策定した森林認証制度）
TFT	Tropical Forest Trust	熱帯林トラスト（NPO、本部：スイス）
TLAS	Timber Legality Assurance System	木材合法性保証システム
TTF	Timber Trade Federation	《英》木材貿易連盟
VPA	Voluntary Partnership Agreement	自主的パートナーシップ協定
VVNH	Vereniging Van Nederlandse Houtondernemingen	《蘭》木材貿易協会（英語表記では NTTA : Netherlands Timber Trade Association）
WWF	Worldwide Fund for Nature	世界自然保護基金（環境 NGO）

## 第1章 EU の違法伐採対策と FLEGT 行動計画

### 1-1 EU の違法伐採対策の背景と経緯

EU の違法伐採対策については、EU レベルでは後述する FLEGT 行動計画（「森林の施行・ガバナンス・貿易に関する EU 行動計画 (EU Forest Law Enforcement, Governance and Trade: EU FLEGT)」）が策定される 2003 年までは、主に各国政府の公共調達と、民間における自主的なサプライチェーン管理を通して行われてきた。公共調達方針は、オランダ（1997 年）、英国（2000 年）、デンマーク（2001 年）を筆頭に、FLEGT 行動計画後にはフランスやベルギーなどが続き、現在 EU 加盟国 27 か国のうち 11 か国が何らかの調達方針を持っている。また、2005 年には違法材が EU 内に入ってきたための水際対策として、木材が到着した場合の税関の対処の仕方を規定した FLEG 法ができ、2008 年には税関に対してより詳しいガイダンスが、そして今回の 2010 年の EU 木材法の制定に至っている（EU 木材法については後述）。

EU における対策において主にリーダーシップをとってきたのは英国である。英国が 2002 年にインドネシアと二国間の MOU（覚書：Memorandum of Understanding）を締結し、合法性基準策定やトレーサビリティシステムの開発の支援などを行ってきた基盤が、現在の FLEGT 行動計画の基盤を作っているとされている。英国の担当政府機関である国際開発省（DFID）は、半年に一度開かれる英国王立国際問題研究所（RIIA、通称チャタムハウス）が開催する違法伐採対策会議開催を支援している（ただし、この支援は 2011 年 1 月開催の第 17 回で最後となり、今後については継続した開催に向けて調整中）。

民間における取組は、英国やオランダでは、政府の取組に先駆けて調達方針を立てた企業も多くあり、欧州最大の DIY チェーンである B&Q 社の持続可能調達の取組はよく知られている。こうした多国籍企業の影響力とともに、欧州レベル・各国レベルで木材輸入協会が行動規範、調達方針、行動計画を策定し、民間における取組をけん引してきた。さらに、イギリスとオランダの木材輸入協会は、FLEGT 行動計画のもとの生産国への技術面や市場拡大の面における支援において、政府を後押ししている。

英国やオランダが違法伐採対策問題のリーダーになっている理由として、NGO の存在が挙げられている<sup>9</sup>。前述の多国籍企業による持続可能調達も、政府の公共調達も、NGO の批判がきっかけになっているという。さらに、政府や企業も、市民や消費者の代表者として、また、専門知識を持った集団として、NGO の存在をうまく活用しており、積極的に政策や

<sup>9</sup> Flip van Helden, European Commission へのヒアリング（2011 年 1 月 26 日）

方針へのインプットを求めている。こうした政府、企業、NGO という社会の 3 大ステークホルダーグループ間のコミュニケーションがうまく行われていることは、欧州における違法伐採対策が進んでいることの重要な要因である。

## 1-2 EU FLEGT 行動計画

EU は 2003 年 5 月に「森林の施行・ガバナンス・貿易に関する EU 行動計画 (EU Forest Law Enforcement, Governance and Trade: EU FLEGT)」に関する提案を公表し、2005 年には EU 市場への木材の輸入をライセンス制度により規制するための EU 木材法を発効させている<sup>10</sup>。これにより、後述する二国間協定 (VPA : Voluntary Partnership Agreement、後述) を結んだ国の木材は、合法性を確認するライセンス制度のもとライセンスを取得したものだけが EU への輸入を許可されるという仕組みが構築された。しかし EU のアプローチは単なる輸入制限という一方的なものではなく、FLEGT 行動計画の一環として、その名が示すように生産国におけるガバナンスの改善、合法性を証明するためのシステム開発、キャパシティビルディングのための支援とセットになって行われている。二国間協定については後述する。

FLEGT 行動計画は、違法伐採と森林破壊の問題の複雑さを考慮に入れ、そもそも問題の根本にある途上国における法整備の欠如、ガバナンスや汚職、取り締まりなどのキャパシティ不足、貧困や土地の権利の問題という広範囲の社会的・経済的要素にも取り組もうとする、世界で唯一のシステムである。FLEGT を支援する欧州森林研究所 (European Forest Institute) は、「単に違法伐採による森林破壊を減少させるだけでなく、EU に木材を売っている国において良好なガバナンスを支援することで貧困問題の解決にも貢献しようとする」ものであるとしている<sup>11</sup>。

FLEGT 行動計画は、以下のように問題を認識し、改善策を構築しようとしている。以下は、FLEGT 行動計画の序文からの引用である（仮訳）<sup>12</sup>。

- 森林を含む自然資源の違法な搾取は、汚職と組織的犯罪に密接に関連している。豊かな森林を持つ国の中には、違法伐採からの利益が汚職をあおり、法規制、民主的なガバナンスの原則、さらに人権の尊重をむしばんでいる国が存在している。

<sup>10</sup> Council Regulation (EC) No 2173/2005.

<sup>11</sup> EFI FLEGT Team, *EFI Policy Brief 2: Forest Law Enforcement, Governance and Trade: The European Approach*. European Forest Institute, 2008. p. 4.

<sup>12</sup> Commission of the European Communities, Communication from the Commission to the Council and the European Parliament, Forest Law Enforcement, Governance and Trade (FLEGT): Proposal for the EU Action Plan (COM (2003) 251 final) (<http://www.euflegt.efi.int/files/attachments/euflegt/01flegtactionplanenfinalen.pdf>)

- 中には、違法な森林の搾取が暴力的な対立と関連している場合もある。違法な森林（とその他の自然資源）の搾取から得られる利益が、こうした対立の資金源となり、対立を長引かせている。
- 違法伐採とそれに関連する取引は、輸出国と輸入国両方において合法的な森林産業の競争力にダメージを与えている。これにより、森林関連産業が持続可能な森林管理と持続可能な発展全般を育む事業を行うことが制限されている。
- 違法伐採は政府に巨額の損失を引き起こしている。予想では、違法伐採によって木材生産国は、年間 100 億から 150 億米ドルの収益の損失を出している。これは、医療制度、教育、その他の公共サービスの改善の提供と、持続可能な森林管理の実行のために利用できるものである。

FLEGT 行動計画は、生産国を対象として、以下の事項に焦点を当てた計画である。

- 信頼できる合法性証明のためのシステムを作る
- 森林所有や法的位置づけなどに関する正確な情報を提供することで透明性を向上させる
- 既存の法規制を施行するとともにガバナンスを改善し、政府機関などのキャパシティを向上させる
- 取り締まり担当機関と司法の連携によって、法施行のキャパシティを向上させる
- 森林政策の改革の支援

上記の事項を達成するために、FLEGT 行動計画の基盤となっているのが VPA である。以下、VPA について説明する。

### 1-3 FLEGT VPA とライセンシング・スキーム

#### 1. 概要と経緯

EU FLEGT 行動計画において、水際管理の際に必要な合法性を証明するシステムとして機能するのが Voluntary Partnership Agreement (VPA) という「自主的な二国間のパートナー協定」であり、これは違法伐採防止を目的に生産国と EU が結ぶ貿易協定である。EU との間に自主的に VPA を締結した生産国は、独立モニタリングと合法性確認制度(Legality Assurance System: LAS)に基づくライセンス制度のもと、輸出する木材が合法であることを担保する。LAS のもと、合法木材だけにライセンスが下りるという仕組みである。従って EU 側は、

VPA を結んだ生産国からの木材が輸入される際には、ライセンスがなければ水際で差し止めることが可能になる。VPA は自主的な協定ではあるが、一度締結されれば法的拘束力がある。また単なる貿易協定ではなく、途上国のガバナンス向上を目的とした、途上国支援と組み合わさっている点も特徴である。この支援には、ライセンス制度の構築のために必要な資金援助が含まれる。

#### VPA の達成目標

- 政策と法律の改革
- ガバナンスと透明性の向上
- キャパシティビルディング
- 法順守の管理、検証の改善
- 歳入・地代の増加
- 市場シェアの改善

#### 合法性保証システム Legality Assurance System: LAS<sup>13</sup>

LAS には、下記の 5 つの要素が含まれる

- (1) 合法生産された木材の定義
- (2) サプライチェーン管理
- (3) 証明（合法性定義とサプライチェーン管理に準拠しているという証明）
- (4) ライセンス発行（誰がどのように発行したかの詳細を記す）
- (5) 第三者による独立モニタリング（LAS のすべての条件が整っていることの確認）

上記のうち、合法性定義の構築とともに難しいとされる課題が、独立モニタリング制度の構築であるが、信頼できるシステムには欠かせない要素である。このモニタリングを行う組織は外部の組織が望ましく、多くの国では NGO も参加を望んでいる。現在のところ、当座措置として EU が外部の独立監査を財政上支援し、EU と生産国政府とで設立した共同委員会にその監査組織が報告を行うという形式をとっている。しかし、誰がその組織に対して支払いをするのか、委員会、政府のどちらが先に報告内容を確認するのか、など今後の課題が多い。

<sup>13</sup> European Commission, *Briefing Note No. 3, FLEGT Briefing Notes* (March 2007)  
([http://www.euflegt.efi.int/files/attachments/euflegt/efi\\_briefing\\_note\\_03\\_eng\\_221010.pdf](http://www.euflegt.efi.int/files/attachments/euflegt/efi_briefing_note_03_eng_221010.pdf))

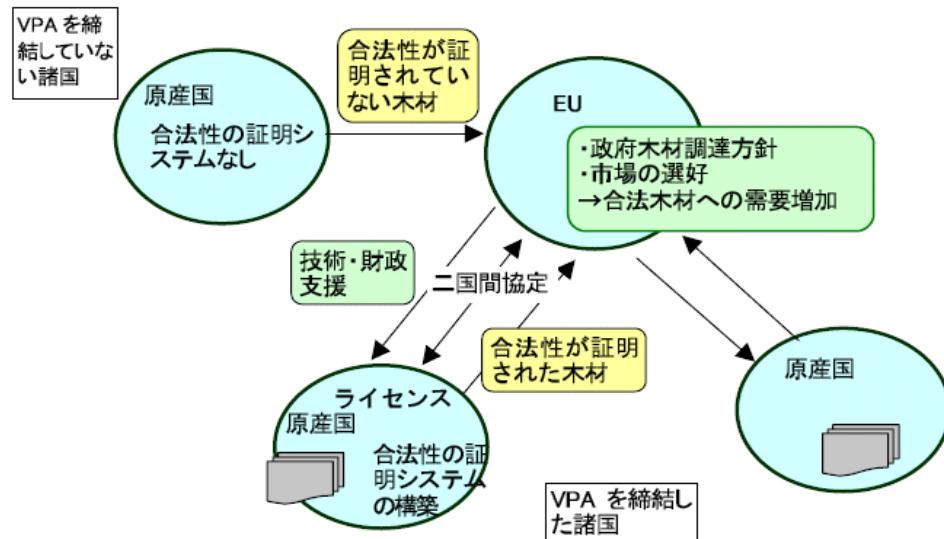
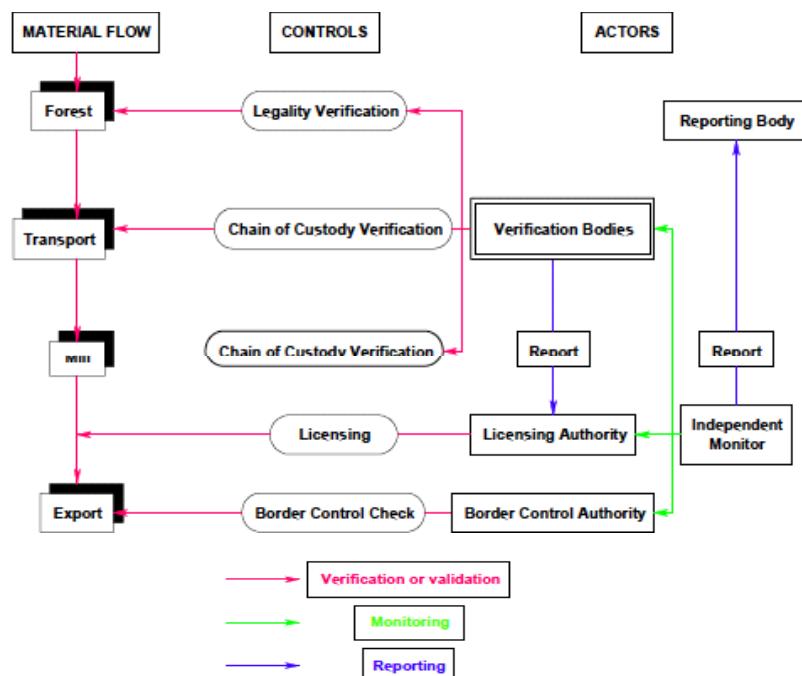


図 二国間パートナーシップ協定(VPA)の仕組み

図 FLEGT ライセンス制度<sup>14</sup>

VPA の広範囲の目的としては、①ガバナンスの改善と開発②気候変動対策③先住民族の権利の保全④生物多様性の保全⑤木材の長期的な安定供給<sup>15</sup>などが挙げられている。VPA はこれまで進捗が遅いとされ、いまだに市場に木材が出て来ていない。最初の FLEGT VPA ライセンス材の出荷は、2011 年か 2012 年頃になるといわれている。<sup>16</sup>しかしプロセスは近年に

<sup>14</sup> OECD Round Table on Sustainable Development, "THE ECONOMICS OF ILLEGAL LOGGING AND ASSOCIATED TRADE", Paris, 8-9 January 2007

<sup>15</sup> FLEGT Licensed Timber and EU Member State Procurement Policies. ProForest, 2010.

<sup>16</sup> [http://www.euflegt.efi.int/portal/home/vpas/the\\_goal/](http://www.euflegt.efi.int/portal/home/vpas/the_goal/)

なって加速しており、一気に広がる可能性もあると、欧州委員会の Helden 氏は言う。

## 2. FLEGT VPA プロセスと EU の役割

VPA プロセスは、あくまで自主的なものであるという点を EU は重要視している。欧州委員会の Helden 氏は、次のように VPA を説明する。「(EU は) あなたの国の木材を必要としており、引き続き購入したい。ただそのためには合法性の問題をクリアする必要がある、というアプローチだ」<sup>17</sup>。VPA は何も持続可能性を確保するために新しいことを始めるよう要求しているのではなく、原産国にもともとある法律（ほとんどの場合、整った法規制がある）がきちんと機能し、EU が合法材を購入できるようにしていくための仕組みだという。

英国国際開発省（DFID）の Hugh Speechly 氏は、「多くの国では結果を考慮せずに次々と法が策定されていて、準拠が不可能になっている場合がある」としている<sup>18</sup>。そのため VPA の交渉中、最も大切なプロセスは、合法性を担保するために必要な、「合法な木材とは何か」という最も基本的な法的定義を構築することである。しかしこの定義は EU の側で提案するのではなく、あくまで生産国側のステークホルダーが適切なプロセス（ステークホルダー参加がきちんと担保されるプロセス）を経て構築するもので、しばしば EU に仲介的な役割を期待されることがあるものの、VPA アフリカ担当者の Julia Falconer 氏によれば、EU の役割はオブザーバー的なものであるという<sup>19</sup>。

上記のステークホルダープロセスは、まずは関連情報を共有することから始まる「前段階」に数か月から数年かかる。その長さはそれぞれの国の事情によって異なるが、この段階で、政府は、業界、NGO などを含めたステークホルダー間で VPA 交渉を始めるべきかの議論を行い、その後 VPA 交渉に入るという相互合意が EU と交わされる。そして、公的な交渉の段階に入ってから、各国政府は適切なプラットフォームとなる場を設け、本格的なステークホルダー・コンサルテーションプロセスに入る。制度の構築には、産業界や NGO など、異なる利益を代表するステークホルダー間の議論が重ねられたのち、ステークホルダー間合意が形成されることがまず必要となる<sup>20</sup>。

よって、VPA 締結までのプロセスではあくまでも、「信頼性が大切」と、Falconer 氏は言う<sup>21</sup>。つまり、十分なステークホルダー参加を経て、信頼できるプロセスを通して成立したかどうかという点が重要になる。例えば、マレーシアのサラワク州ではシステム自体は存在し

<sup>17</sup> Flip van Helden, European Commissionへのヒアリング（2011年1月26日）

<sup>18</sup> Hugh Speechly, DFIDへのヒアリング（2011年1月26日）

<sup>19</sup> Julia Falconer, European Commissionへのヒアリング（2011年2月3日）

<sup>20</sup> [http://www.euflegt.efi.int/portal/home/vpas/the\\_process/](http://www.euflegt.efi.int/portal/home/vpas/the_process/)

<sup>21</sup> Julia Falconer, European Commissionへのヒアリング（2011年2月3日）

ているものの、そのシステムが信頼できないという意見が存在しているため、未だに VPA の締結には至っていない。

### 3. FLEGT VPA 進捗状況

2011 年 3 月現在、EU との間に VPA が締結されたのは、ガーナ、カメルーン、コンゴ共和国、中央アフリカ共和国の 4 か国である。交渉中の国は、インドネシア、ベトナム、マレーシア、リベリア、コンゴ民主共和国（コンゴ DRC）、ガボンの 6 か国。さらに、中国、ロシア、ブラジルとは VPA 締結を視野に入れた二国間での議論が今後進むと予想されている。EU は 2011 年内にさらに 2 か国と VPA 締結に向けた交渉を終わらせたいとし、そのうちの 1 か国はインドネシアになることが予想されている<sup>22</sup>。これはおそらく、前述のようにインドネシアとは英国政府のリーダーシップにより、早くから違法伐採についての議論が行われてきており、このたび違法木材の定義と合法性の確認制度が正式に確立したことが理由である。

表：VPA 交渉の進捗状況

地域	国名	VPA 交渉進捗状況
アフリカ	コンゴ共和国	2009 年 5 月締結
	ガーナ	2009 年 11 月締結
	カメルーン	2010 年 10 月締結
	中央アフリカ	2010 年 12 月締結
アジア	インドネシア	交渉中
	ベトナム	交渉中
	マレーシア	交渉中
アフリカ	コンゴ DRC	交渉中
	リベリア	交渉中
	ガボン	交渉中
アジア	中国	議論開始
欧州	ロシア	議論開始
南米	ブラジル	議論開始

現在のところ南米の国との交渉は始まっていないが、すでに興味を持つ国が現れているという。上記の表からもわかる通り、VPA プロセスが締結に至っているのはアフリカの生産

<sup>22</sup> 英国王立国際問題研究所主催の第 17 回違法伐採会議における EU 環境委員長の基調講演（2011 年 1 月 27 日）：Janez Potočnik, ‘Seeing the wood for the trees – on EU’s role in global forest management’ in *17<sup>th</sup> Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation*, Chatham House (2010) (<http://illegal-logging.info/uploads/MeetingReportNo17.pdf>)

国であり、中央アフリカ共和国のように 5か月という短期間で締結に至った国もある。これは、アフリカ各国ではアジアの国より国家主権へのこだわりが少なく、政治的にも文化的にもこうした交渉がスムーズに行きやすい背景があるという。欧州委員会の Helden 氏は、「アジアでは、政府がすべてのステークホルダーと対話することがより難しくなっている」と指摘している。今最も VPA 交渉が難しいとされている相手国の一つはマレーシアであり、その理由には、3つある州それぞれが自治権をもっており、サラワク州が EU からの要求について納得していないことがある。その背景には、サラワク州は EU 市場との取引があまりなく、ほとんどが日本やインドとの取引であることもあり、VPA 交渉に乗るメリットを見いだせていないこともある。欧州の行政担当者や NGO からは、同州の最大の輸出相手である日本からの働きかけを望む声が聞かれた。

多くの国は VPA を締結するために必要なプロセスや政治レベルでのコミットメントについて、交渉を始める時点では軽視し、比較的軽い気持ちで交渉を始めているという<sup>23</sup>。しかし、いったん交渉を始めると途中でプロセスをやめることは難しいため、EU と対話を始めることで森林セクターのガバナンスの改善に政治的なコミットメントが得られる。また EU 市場へのアクセスや、EU からの支援などに魅力を感じ、ベトナムのように相手国側から VPA の締結を申し込んでいる例が増えてきているという。

#### 4. FLEGT VPA の影響・効果

現在のところガーナにおいて VPA がガバナンスの改善にもたらした影響は成功例とみなされている。これは、VPA をきっかけに政府と主要ステークホルダーとの間に新たな関係が生まれているからであるからである。ステークホルダープロセスにより相互理解が深まったことで、法規制が実際のガバナンスの問題に対応するようになったこと、現場における衝突が減少したこと、ステークホルダー同士が意見を交換できるようになったことなどが、成功例とされるガーナの VPA の影響として挙げられている<sup>24</sup>。

また、VPA 締結へのプロセスには、国内における森林管理に関する法的枠組みの作成とその機能という、持続可能な森林管理のための重要な要素を含んでいる。今のところ熱帯林の森林認証は、コストと競争力をはじめとする様々な理由で限定的であるが、VPA プロセスを経ることによって全体的な森林管理能力のレベルが向上すれば、認証が取得しやすくなることが、英国の公共調達方針における技術的支援を行う機関 CPET(後述)を運営するコンサルティング会社、ProForest によって予想されている<sup>25</sup>。また、認証制度によってすでに

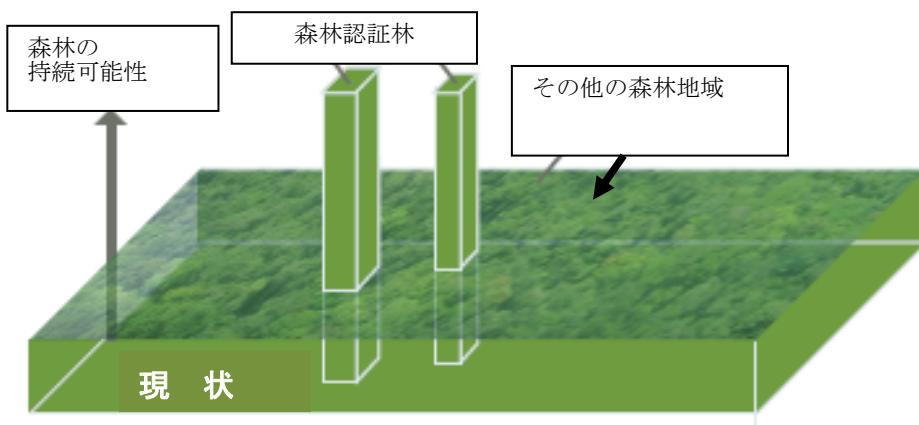
<sup>23</sup> Julia Falconer, European Commission へのヒアリング (2011 年 2 月 3 日)

<sup>24</sup> *FLEGT Licensed Timber and EU Member State Procurement Policies.* ProForest, 2010.

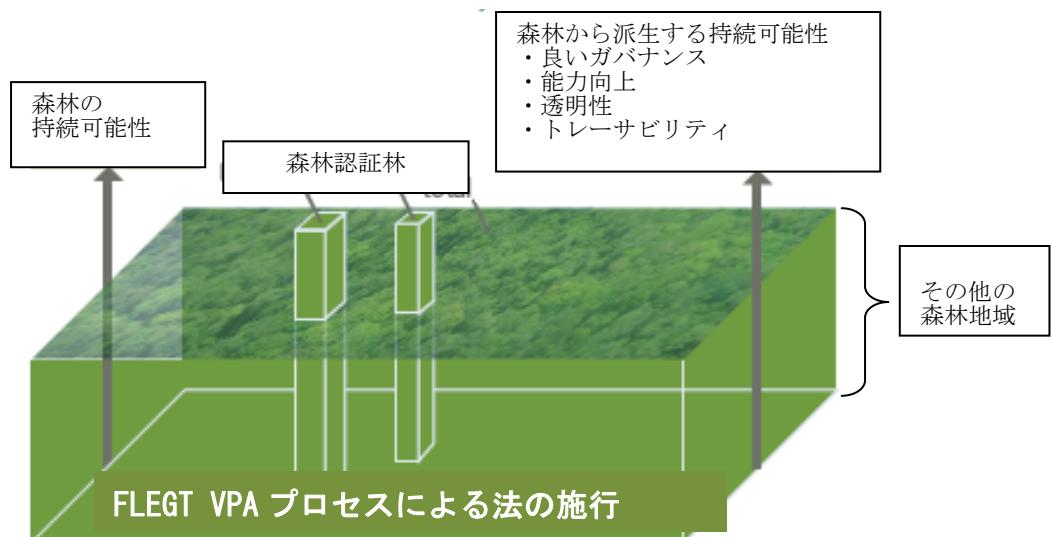
<sup>25</sup> ibid

確立されているトレーサビリティの確認や監査システムは、VPA で求められていることと同じであるため、この認証制度という既存システムを利用することができる。つまり、VPA と認証制度は相互に相乗効果をあげることができると期待されている。特に、競争力を気にする個別の企業に対して一定レベル以上の規制を設ける VPA は認証制度の普及に貢献し、市場においてはラベルなどで認識されない VPA ライセンス材は、認証材によって市場で認識されることが可能となると、ProForest は考えている。

### ① ガバナンスが整っていない国の状況



### ②VPA プロセスを経た場合：国レベルでの持続可能性の増加



図：VPA の有無の比較の概念図

①は、VPA プロセスがなく、現状の森はそのままで、森林認証された森の持続可能性が高いことを表した図。②は、VPA プロセスを経ることで、国レベルで持続可能性に関わる法施行を実施した場合の図。森林認証林だけでなく、国全体として森林の持続可能性が増すことを示している。

出典 : *FLEGT Licensed Timber and EU Member State Procurement Policies*. ProForest, 2010.

## 1-4 EU 木材法

2010 年に成立した「EU 木材法」(Regulation (EU) No 995/2010)<sup>26</sup>は、上記の FLEGT プロセスに法的根拠を与るために導入された法律であり、これによって生産国が VPA 締結に、より積極的になることが予想されている。EU は一つの市場として考えると世界最大の木材市場であり、2007 年に EU 全体で、236 百万 m<sup>3</sup> の木材製品を消費し、そのうちの 60.4% は輸入が占めた。輸入の内訳は、製材が 39%、丸太が 36%、合板が 18% である。原産地別にみると EU が輸入する木材の 65% は、北方林と温帯林からが占め、熱帯を産地とする木材は、14% にしかすぎない。しかし、熱帯材の方が値段が高いため、費用に換算すると 26% を占める<sup>27</sup>。

この EU 木材法は EU 加盟国 27 か国すべてに適用されることを考えると、レーシー法と同じく世界の木材市場に大きな影響を与えることが予想されている。同法は、貿易に携わる者に木材の合法性に関する「デュー・デリジェンス」<sup>28</sup>と呼ばれるリスク調査の義務を課すことから、「デュー・デリジェンス法案」という名で 2008 年 10 月に欧州委員会が提案している。その後、欧州議会による 2 度目の審議で 2010 年 7 月に議会を通過し、2010 年 10 月に欧州理事会を通過している。EU 木材法の発効は 2010 年 12 月 2 日から、実際の適用は 2013 年の 3 月 3 日からとなっている。

欧州議会の 2 度目の審議で通過したのは折衷案と呼ばれている。当初 NGO の中には最も規制の厳しいライセンス制度を含む法律の誕生への期待もあったようだが、EU 木材法ではそこまでの規定は成立していない<sup>29</sup>。さらに、英国では EU 木材法の導入前に、すでにより厳しい法案が存在していたが、EU 木材法の誕生で取り消しとなり、NGO の中にはそれを批判する声も存在しており<sup>30</sup>、EU 木材法の成立までに様々な動きがあったことがうかがえる。

また、EU 木材法は、家具製造会社の IKEA や総合小売業者の Carrefour など木材調達に積極的に取り組んできた民間セクターの努力も反映したものであると、欧州委員会の Helden 氏は説明している。よってすでに合法木材調達に取り組んでいる企業としては、競争力という点において歓迎すべき動きでさえあることがうかがえる。また、EU 木材法の合法性の定

<sup>26</sup> “REGULATION (EU) No 995/2010 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL”. Official Journal of the European Union, L295/23

<sup>27</sup> *EFI Policy Brief 5: Changing International Markets for Timber and Wood Products - Main Policy Instruments.* European Forest Institute, 2010, p. 4.

<sup>28</sup> "due diligence" = 自らの取引する木材製品が違法材でないことを確実にするためにあらゆる方法を駆使して調査確認をする義務

<sup>29</sup> [http://www.illegal-logging.info/uploads/EU\\_Civil\\_Society\\_Initiative.pdf](http://www.illegal-logging.info/uploads/EU_Civil_Society_Initiative.pdf)

<sup>30</sup> Julia Young, WWF GFTN への聞き取り（2011 年 1 月 28 日）ただし GFTN 自体はより厳しい規制よりもまず EU 法の適切な準拠が肝心だとしている。

議は、各加盟国の政府調達方針にもかなり重要な影響を与えることから、今後どのように詳細が決定されるのか注目が集まっているところだ。

### EU 木材法施行までの今後の流れ

EU 各加盟国：

- 担当省庁を指定
- モニタリング機関を指定
- 罰則規定を含む国内施行法を作成

欧州委員会：

- モニタリング機関の加盟国における登録条件についての詳細を決定（2012 年 3 月 3 日まで）
- モニタリング機関の検査の性質と頻度を決定
- （すでに決まっているもの以外の）対象製品の範囲を決定
- リスク基準の詳細を決定
- リスクアセスメント及びミティゲーションの方法の詳細を決定（2012 年 6 月 3 日まで）

EU は上記の詳細を決定する法案の作成のため、コンサルテーションプロセスを開始している。外部調査、ステークホルダーミーティング、専門家会議などを含むこのプロセスを経て、FLEGT 委員会の協力のもと欧州委員会が詳細規則を採択することになっている<sup>31</sup>。

### 1. EU 木材法の要点

可決前は「デュー・デリジエンス法」とも呼ばれていた EU 木材法において、産業界に課される義務は主に次の 3 つである。

- ① 違法木材を EU 市場に持ち込まない
- ② 最初に EU 市場に木材製品を持ち込む業者はその製品が合法木材であることを確認する「デュー・デリジエンス」調査を行う
- ③ トレーサビリティの確保のため、EU 市場において木材製品を購入した業者はサプライヤーと顧客（売り手と買い手）の情報を記録しておく。

<sup>31</sup> 英国王立国際問題研究所主催の第 17 回違法伐採会議における EU 委員会のプレゼンテーション（2011 年 1 月 27 日）：Svetla Atanasova, ‘Next steps in implementing the EU ‘Timber’ Regulation’ in 17<sup>th</sup> Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation, Chatham House (2010) <http://illegal-logging.info/uploads/MeetingReportNo17.pdf>

つまり、EU 木材法ではサプライチェーン中のすべての業者を対象とするレーシー法と違い、最初に EU 市場に違法木材を持ち込む業者を対象としている（ただし、加盟国が国内法で国内販売を規制の対象にすることは十分あり得る。例えばワシントン条約の規制対象品のようにすべての譲渡行為が対象となることも考えられる）。さらに、この法律は輸入製品のみならず、EU が生産国となる木材製品についても適用される。また現在のところ、FLEGT 材やワシントン条約の許可証つき木材は EU 木材法に適合するとされている。

「デュー・デリジェンス」調査はどの程度行えばよいのかについての詳しい規定はこれから欧州委員会が作成するが（2012 年 7 月までに作成の予定）、主な要素は以下の 3 つである。

- (1) <情報> 業者は木材製品についての情報、原産国、分量、サプライヤーの情報、原産国における法への準拠に関する情報を持つていなければならない
- (2) <リスクアセスメント> 上記の情報と、EU 木材法に規定される基準と照らし合わせて、業者は自らのサプライチェーン中に違法木材製品が存在するかどうかのリスクアセスメントを行わなければならない。
- (3) <リスク・ミティゲーション> 上記のアセスメントの結果、サプライチェーン中に違法木材製品が存在するリスクがある場合、サプライヤーからの情報と検証（書類提出など）によってリスクを軽減する

対象製品は、無垢材、フロア材、合板、パルプ、紙など広範囲の製品を対象とする。ただし、再生材、ラタン、竹、さらに新聞や雑誌などの印刷物は対象外とされる。「再生材」については、新品でも「一度使用した」ことにし、再生材というカテゴリに入れるという抜け穴も考えられ、「この抜け穴を利用する業者もいないとは限らない」という懸念の声もあった<sup>32</sup>。

## 2. EU 木材法概要

以下、簡単に EU 木材法の概要を紹介する<sup>33</sup>。

### 第 1 条 主題

EU 法が規定する義務は以下の二つ：(1) 事業者が EU 市場に木材製品を導入する際の義務；(2) 木材を取引する際の事業者の義務

### 第 2 条 定義

<sup>32</sup> Sofie Tind Nielsen, ProForest への聞き取り（2011 年 2 月）

<sup>33</sup> Regulation (EU) No 995/2010 of the European Parliament and of the Council of 20 October 2010 laying down the obligations of operators who place timber and timber products on the market Text with EEA relevance

- (a) 木材及び木材製品—Annex に書かれてある木材及び木材製品。例外はあり。
- (b) ‘placing on the market’（市場に並べる）—販売方法に関わらず、木材・木材製品が初めて EU 市場に供給されたことを指す。支払いの有無にも関わらない。
- (c) ‘operator’（オペレーター）—市場に木材・木材製品を並べた者
- (d) ‘trader’（トレーダー）—商業活動において、すでに市場に並べられた木材・木材製品を EU 市場内で、販売、または購買する者
- (e) ‘country of harvest’（原産国）—木材または、木材を含む木材製品が伐採された国や地域
- (f) ‘legally harvested’（合法伐採された）—生産国の適用法に従って伐採されたもの
- (g) ‘illegally harvested’（違法な伐採）—伐採された国の法に違反して伐採されたもの
- (h) ‘applicable legislation’（適用法）—以下の点をその範疇に入れたものとしている
  - 合法的な境界内で木材を伐採する権利
  - 伐採権や税金など木材への支払
  - 環境・森林に関する法律
  - 保有権や使用権などに関する第三者の法的権利
  - 貿易や税関

### 第3条 FLEGT 及びワシントン条約の対象となっている木材製品

どちらも合法材とみなされる。

### 第4条 事業者の義務

EU 市場に違法材を導入することの禁止と、EU 市場に木材を導入する際のデュー・デリジェンスの義務

### 第5条 トレーサビリティの義務

木材製品を納品した業者と、適用する場合は納品した業者を特定することができるようとする義務（前者に関しては 5 年間記録を保管）

### 第6条 デュー・デリジェンス制度

デュー・デリジェンス制度は、以下を含む制度とする：

#### (1) 下記の情報を取得する手段・手続

- （木材を EU 市場に輸入する）事業者と、樹種など木材製品に関する情報
- コンセッションを含む、原産国に関する情報
- 分量
- 納品業者に関する情報
- 木材製品を納品した相手の業者

- 適用法に準拠していることを証明する文書など

(2) リスクアセスメントの手続き

リスクアセスメントを行う場合は、(1)に加えて以下の点を考慮する：

- 適法用への準拠の保証（第三者認証などを含む）

- 特定の樹種の違法伐採の頻度

- 特定の生産国や地域における違法伐採の頻度（紛争なども含む）

- 国際機関による制裁

- サプライチェーンの複雑さ

(3) リスクアセスメントの結果、リスクが高い場合には、追加情報、関連文書、

第三者証明などの、ミティゲーション手続き

デュー・デリジェンス制度のさらに細かい規則については、前述の通り欧州委員会が規則を作成することになっている。

**第 7 条 担当省庁**

各加盟国は一つ以上の担当省庁を指定することになっている。

**第 8 条 モニタリング機関**

第 6 条に規定されるデュー・デリジェンス制度の実施のモニタリングは、各加盟国で登録を許可された独立機関が行うことになっている。

**第 9 条 モニタリング機関のリスト**

**第 10 条 事業者の検査**

加盟国の担当省庁は、事業者が第 4 条と 6 条に規定される義務に準拠しているかどうかを確認するために検査を行うことになっている。この検査は、リスクベースに基づいて行われる。検査の結果、問題が見つかった場合、担当省庁は製品の押収や販売禁止を命ずることができる。

**第 11 条 検査の記録**

**第 12 条 協力（第三者国の担当省庁や欧州委員会との協力）**

**第 13 条 技術支援、ガイダンスと情報交換**

特に中小規模の事業者を支援するために、加盟国は技術支援やガイダンスとともに、違法伐採に関する関連情報を提供する。

**第 14 条 付属書の改訂**

**第 15 条 委任規則**

**第 16 条 委任規則の廃止**

**第 17 条 委任規則への反対**

**第 18 条 委員会（FLEGT 委員会が欧州委員会を補佐する）**

**第 19 条 罰則**

各加盟国で、製品の金銭的価値だけでなく環境上の損害も考慮に入れた罰則を設けるように規定している。また、製品の押収、即刻の取引禁止についても必

要措置とするように規定している。

## 第 20 条 報告

加盟国は 2 年ごとに欧州委員会に報告書を提出する。欧州委員会は欧州議会に 2 年ごとに報告書を出し、EU 法の効果について 6 年ごとに見直しをする。特に中小規模の事業者の事務処理への影響について考慮する。

## 第 21 条 発効と適用

付属書には、EU 木材法の適用範囲となる木材製品がリストアップされており、前述の通り合板、合板用のベニヤシートやパーティクル板、梱包ケースなど様々な製品が対象とされている。対象製品は今後、コンサルテーションプロセスを経て増える予定である。

### 3. EU 木材法の影響と業界の反応

EU 木材法の影響については、発効前ではあるが様々なことが予測されている。まず、全般的な影響として、EU の環境委員長は以下の三つの点を予測している<sup>34</sup>。

- ① 合法性は EU 市場で木材を販売する際の必要最低限の条件となること
- ② 高リスク材から低リスク材へのシフトが起こり、合法性の証明された木材や認証材が優遇されるようになるであろうということ
- ③ 合法材のみが取引されるようになれば、正直に事業を行っている事業者は値段競争で他の（違法材を安く販売する）事業者に対して負けるということはなくなる。

NGO として関わってきたアース・クライアントは、EU 木材法のもとのデュー・デリジェンス義務が、食品業界などと比較するとこれまでトレーサビリティやサプライチェーンの管理があいまいであった「企業や木材業界を変えるだろう」としている<sup>35</sup>。

さらに、FLEGT プロセスを DFID のもと支援してきた、英国の木材貿易連盟（TTF: Timber Trade Federation）の Rachel Butler 氏によれば、イギリスの木材業界からは、EU 木材法の制定そのものについては、「面倒」であるという意識があったという。積極的に法案を支援する動きはなかったものの、法案の成立自体は必要なものとして受け入れていたという<sup>36</sup>。さ

<sup>34</sup> 英国王立国際問題研究所主催の第 17 回違法伐採会議における EU 環境委員長の基調講演（2011 年 1 月 27 日）：Janez Potočnik, ‘Seeing the wood for the trees – on EU’s role in global forest management’ in *17<sup>th</sup> Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation*, Chatham House (2010) (<http://illegal-logging.info/uploads/MeetingReportNo17.pdf>)

<sup>35</sup> Tim Graniel, ClientEarth, ‘A vision for the implementation of the EU Timber Regulation’ in *17<sup>th</sup> Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation*, Chatham House (2010) (<http://illegal-logging.info/uploads/MeetingReportNo17.pdf>) p.11

<sup>36</sup> Rachel Butler, Timber Trade Federation への聞き取り（2011 年 2 月 28 日）

らに英国小売協会（British Retail Consortium）の Catherine Pazderka 氏は、「イギリスの消費者は環境上・倫理上の配慮を積極的に支持する傾向があるため、この背景を受け EU 木材法には小売業界側からも特に反対はなかった」としている<sup>37</sup>。Pazderka 氏は、イギリス消費者のこの傾向を、動物福祉や環境に配慮した食品類すでに実証済みであるとし、この傾向が環境 NGO などのキャンペーンに影響を受けたものと指摘している。

ただし、業界の間で全く心配がないわけではない。高級家具なども扱う英総合小売大手の John Lewis 社は、小売店にとって EU 木材法は、「不確実」で「明確ではない」としている<sup>38</sup>。同社は特に心配な点として、木材を一部に含む製品の複雑さ、サプライチェーンの複雑さ、規制ができたことで木材製品を避け、他の環境負荷の高い製品が使われる可能性などを挙げている。特に、デュー・デリジェンスのシステムをすでに持っている食品業界以外の業界にとって、どうシステムを構築するのかは大きな課題だと考えているようだ。この点について John Lewis 社は、このシステムにおけるツールとして認証制度が採用されることを予想しており、現在は市場におけるシェアが限定的である認証製品が、市場において主流になるためにはいい機会だとしている。

さらに、John Lewis 社がもう一点、今後明確にしなければならない点として挙げたのが、FLEGT 材の市場における位置である。FLEGT 材は輸入される際（水際）では、ライセンス証明があるが、材そのものに「FLEGT 材」として認証材のようにラベル付けすることになつていかない。そのため、もともと FLEGT に法的根拠を与えるために成立した EU 木材法であるが、デュー・デリジェンス制度を実施した結果、一度 EU 内の市場に出回った FLEGT 材が、ラベルなどで差別化されなかつた場合、特に小売業界は自力で合法性を確認することは困難なため、結局は第三者認証（認証制度）に頼ることとなり、市場は認証材だけが占めるようになるのではないかという意見は、違法伐採会議に参加した他の参加者からも聞かれた。特に、FLEGT の VPA プロセスを別途支援してきた TTF は、プロセスの開始からすでに 10 年経っても、未だに FLEGT 材が市場にはないこと、しかもラベル付される認証材のように市場での識別が明確でないことから、最終的には事業者が認証材に集中する傾向があるのでと懸念を示している。市場において FLEGT 材がどう認識されるのかについては、生産国側からも心配する声が挙がっている<sup>39</sup>。

<sup>37</sup> Catherine Pazderka, British Retail Consortium への聞き取り（2011 年 2 月 27 日）

<sup>38</sup> Fiona Wheatley, John Lewis plc, 'EU Timber Regulation: a private sector perspective' in *17<sup>th</sup> Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation*, Chatham House (2010) (<http://illegal-logging.info/uploads/MeetingReportNo17.pdf>) p. 12

<sup>39</sup> Sheam Satkuru-Granzella, Malaysian Timber Council, 'The opportunities and challenges of complying with procurement policies' in *17<sup>th</sup> Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation*, Chatham House (2010) p. 17.

#### 4. その他のポイント

最後に、EU 木材法では、デュー・デリジェンスを義務化しているため、日本の合法木材などの取組と比較すると、EU では「より（事業者に対して）懐疑的なアプローチ」をとっている、と Speechly 氏は説明している。

## 第2章 英国とオランダの政府調達の取組

EU には、製品タイプをベースとした、EU 自体の公共調達方針がある。Directive 2004/18/EC（「調達指令」）は、製品のコストに対して最大限の機能を期待できるもので、環境上の、そして持続可能な発展上の配慮をしたもの購入することを加盟国に義務付けている。さらに EU は、加盟国へのガイダンスも積極的に提供しており、以下のものを発行している。

- グリーン購入のためのハンドブック（”Buying Green – Handbook on Green Public Procurement”）
- 公共調達において社会的要素を考慮する際のガイド（”Buying Social – A Guide to Taking Account of Social Considerations in Public Procurement”）
- 欧州委員会のコミュニケ（”Public procurement for a better environment”）

しかし上記の EU の措置の効果は限られており、実際の調達方針は各国が独自に立てたものを使用している。EU 加盟国中、木材の公共調達方針を持っているのは、ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、オランダ、そして英国などである。また、公共調達方針を立て、木材に関しては製品ベースで条件を付加している加盟国として、オーストリア、イタリア、スペイン、スウェーデン、ポーランドなどがある<sup>40</sup>。

ヨーロッパにおける木材の公共調達方針の近年の傾向として注目すべき点は、持続可能性に対してより総合的・包括的に取り組むという点である。従来のように単に森林資源の持続可能性という点を見るだけでなく、森林の状態、森林資源の生産、森林資源の保護、森林資源の在庫、生物多様性、さらに先住民族の権利や労働者の権利など、社会的な条件もあわせて、持続可能性に対して包括的にアプローチする傾向に進んでいる<sup>41</sup>。すでにベルギー、デンマーク、英国、オランダの調達方針は上記の 6 つの条件を含んでいる<sup>42</sup>。ただし、各国が異なる方針を持つことに対しては、生産国側にとっては負担が増えることから<sup>43</sup>、今後各国の調達方針の一致化がどう行われるかが注目される。この動きについては後述する。

以下、英国とオランダの調達方針について紹介する。

---

<sup>40</sup> Sofie Tind Nielsen, ProForest, ‘VPA licensed timber and its compatibility with timber procurement policies’ in 17<sup>th</sup> *Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation*, Chatham House (2010).

<sup>41</sup> ibid p. 15.

<sup>42</sup> ibid. p. 15.

<sup>43</sup> Sheam Satkuru-Granzella, Malaysian Timber Council, ‘The opportunities and challenges of complying with procurement policies’ in 17<sup>th</sup> *Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation*, Chatham House (2010)

## 2-1 英国

## 1. 概要と経緯

英国は 1997 年に中央政府機関に木材製品を納品する業者に対し、合法性・持続可能性を求める方針を発表した<sup>44</sup>。当初はあくまで自主的なもので、合法性や持続可能性の証明を求めるものであったが、グリーンピースなどの NGO のキャンペーンを受け<sup>45</sup>、2000 年 7 月に DEFRA(環境・食糧・農村地域省)大臣が声明を発表したことでの方針は拘束力を持つこととなり、さらに 2003 年には、関連業者に対してこの方針の実施に必要な技術的支援を行う CPET (Central Point of Expertise on Timber) が設置された。CPET は前述の ProForest というコンサルティング会社が政府の委託を受けて運営している。

1997 年の方針は、合法であることが最低条件で、できれば持続可能な木材の納品を求めていたが、2009 年には、政府に納品する木材製品は以下のものに限るとされた<sup>46</sup>。

- (1) 合法材、持続可能材であることが独自に確認できるもの
- (2) FLEGT のもとのライセンス材またはそれに相当するもの

上記の他、再生材も認められている。これにより、2015 年 4 月 1 日からは、合法性・持続可能性の確認できる木材か、FLEGT 材のみが求められることになる。なお、公共調達方針で FLEGT 材を指定しているのは英国のみである<sup>47</sup>。

上記の(1)に必要な合法性・持続可能性の確認の手段として使用されるのが、「カテゴリ A の証拠」と「カテゴリ B の証拠」である。カテゴリ A は CPET が最初に開発したカテゴリで、26 の特定された評価基準を国際開発省 (DFID)、森林局 (Forestry Commission)、TTF、WWF などからのインプットに従って整理した後、作成された基準を満たすとされた認証制度がこれに入る<sup>48</sup>。2008 年に評価の手法が改訂されたのを受け、2010 年に新たな評価の結果が発表されている。従って現在、FSC 認証と、CSA, SFI, MTCS を含む PEFC 認証が基準を満たすとしてカテゴリ A に入っている<sup>49</sup>。CPET は、この評価手法を適宜改定しているが、以

<sup>44</sup> 地方自治体に関しては義務ではなく、自治体によっては独自に方針を持っているところがある。

<sup>45</sup> Hugh Speechly, DFID への聞き取り (2011 年 1 月 26 日)

<sup>46</sup> Executive Summary of UK Government Timber Procurement Advice Note. CPET, 2010. P. 3.

<sup>47</sup> Sheam Satkuru-Granzella, Malaysian Timber Council, 'The opportunities and challenges of complying with procurement policies' in 17<sup>th</sup> Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation, Chatham House (2010). P. 17.

<sup>48</sup> CPET ウェブサイトより (<http://www.cpet.org.uk/cpet-s-assessment-of-evidence/assessment-of-certification-schemes-category-a>)

<sup>49</sup> Evaluation of Category A Evidence, Appendix Ib to Evaluation of Category A Evidence, Review of the Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes (PEFC). CPET, 2010. (<http://www.cpet.org.uk/files/Appendix%20B%20Review%20of%20the%20PEFC%20-November%202010.pdf>).

前と比較すると、マレーシア独自の森林認証制度 MTCS は持続可能性が認められていなかつたのに対し、現在は PEFC 認証との相互認証が成立しているため、PEFC 認証として認められているという違いがある。

表：カテゴリ A に入る認証制度

認証制度	合法性 (100%合法な原料)	持続可能性 (70%持続可能な原料)
PEFC (CSA、SFI を含む)	合法	70%以上の認証原料または再生原料を含む認証製品
FSC	合法	70%以上の認証原料または再生原料を含む認証製品

さらに、カテゴリ A に継いで 2006 年に策定されたカテゴリ B は、認証制度を使わずに合法性・持続可能性を担保する場合の証拠が入る。証拠は、証拠評価のための基準、チェックリスト、ガイダンスの 3 部で構成されている。

もともと前述の EU の調達指令 (Directive 2004/18/EC) 自体に社会的要素が弱いことが指摘されていた背景もあり、2010 年 4 月からは、カテゴリ B 基準に社会的な要素が追加された。2010 年 7 月に発表された、カテゴリ B 評価の枠組みを記載した “The UK Government Timber Procurement Policy: Framework for Evaluating Category B Evidence” 第 3 版では、持続可能性確認のための森林源情報として、第 3 版には新たに S9 から S12 まで 4 つの基準が追加されている<sup>50</sup>。追加されたクライテリアは、先住民族の権利や土地保有に関するもの (S9)、土地保有権や使用権に関するもの (S10)、森林労働者の基本的労働権に関するもの、森林労働者の衛生・安全に関するもの (S12) である。これらの社会的要素を反映した基準は、CPET が主催したコンサルテーションプロセスを経て追加されている。

DFID の Hugh Speechly 氏は、カテゴリ B については「満足できるシステムがまだ存在しない」としている。この基準は業者にとって複雑に感じられるため、多くの業者が認証材を扱う傾向にあるが、認証材の有無や業者の規模など、すべてが認証材で解決できるわけではない。

カテゴリ B を確認する細かいシステムが未だにできていないことからもわかるように、カテゴリ B は実際にはあまり使用されていない。カテゴリ B が適用される実績としては、木

Appendix Ia to Evaluation of Category A Evidence, Review of the Forest Stewardship Council (FSC). CPET, 2010. (<http://www.cpet.org.uk/files/Appendix%201a%20Review%20of%20FSC%20Dec%202010.pdf>)

<sup>50</sup> The UK Government Timber Procurement Policy: Framework for Evaluating Category B Evidence, 3<sup>rd</sup> ed. CPET, 2010. pp. 13-14.

材の長い流通過程において、認証木材を取り扱う業者が、CoC（サプライチェーン管理）の認証を持っていないために最終製品に認証ラベルがつかない場合などに、このカテゴリ B を使用するということが主である。その場合は、その認証製品のトレーサビリティは、カテゴリ B の手続きを踏んでいるために確保されているが、認証制度によって決められた手続きを踏んでいることにはならないので、認証ロゴなどの使用をすることはできない。

#### CoC(Chain of Custody)=サプライチェーンの確認

木材の生産が合法であるか、持続可能であるかということは、その生産地までのサプライチェーンが追跡可能な場合にのみ保証することができる。合法に生産されている伐採地からの木材が、伐採地が不確かな木材と混合することのないように、運搬・取引の各段階において入出荷時の厳格な分別管理が行われていること、また、その分別管理の手続きがきちんと規定されていて、その規定通りに実施されていることの記録が残っていることが必要である。

CoC 認証とは、上記のサプライチェーン管理 (CoC) が適切に実施されるための手順の基準やガイドラインに則っている場合に、第三者認証機関が与える認証のこと。

## 2. 実施状況

調達方針が義務化された 2000 年からすでに 10 年以上経つが、実施状況の評価はなされていない。英政府としてまとまった履歴などは取られておらず、各機関からの報告の提出などもないという<sup>51</sup>。数年前に CPET が中心となり履歴や報告を義務化することが検討され、パイロットスタディが実施されたが、正確な情報を記録するのは膨大な時間がかかるため、現実的ではないという結論が出たという<sup>52</sup>。

このように購入状況については限定的な情報しか存在しないものの、政府は Efeca という外部のコンサルタント会社に委託して、調達方針の実施状況について調査している<sup>53</sup>。調査した点は、(1)調達方針が市場に与えた影響（さらにできれば森林保全・地域住民・気候変動に与えた影響）、(2)英調達方針のリーダーシップが EU 加盟国や各国の方針を統一する一致化に向けての努力に与えた影響、(3)CPET が調達方針の効果に与えた影響である。

調査を担当した Efeca は、特に(1)について、認証材の割合の増加を指摘している； 2003 年には全体の 47% が認証材だったのが、2009 年には 63% になっているという（この数字は、

<sup>51</sup> Sofie Tind Nielsen, ProForest への聞き取り（2011 年 2 月 28 日）

<sup>52</sup> Timber Reporting Pilot Study, July 2009, CPET

<sup>53</sup> Emily Fripp, Efeca, 'UK government's timber procurement policy – impact assessment' in 17<sup>th</sup> *Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation*, Chatham House (2010). p. 18.

政府が履歴を取っていないことから、納入業者側から集めたという<sup>54</sup>)。ちなみに、熱帯材の供給は 2003 年から 2009 年まで常に 5% 前後と安定している。ただし Efeca は、公共調達方針をあまり厳しく適用すると、認証材に需要が集中し、カテゴリ B 材を扱うことの多い中小規模のサプライヤーに不利になるとしている。

さらに、環境 NGO である FERN も、認証材はクオリティーと信頼をベースにした制度であり、認証材であることが必ずしも 100% 合法性を担保するとは限らないとし、FLEGT 材など合法材のすべてが認証材にとって代わるわけではないとしている。実際、過去にはベトナム、中国からの認証材に違法材が混ざっていた事例が存在している<sup>55</sup>。そのため、木材製品の合法性については、認証制度に頼り切るのではなく、FLEGT 材を早く市場に出すようにし、別途に合法性検査を行って確実に担保するべきだとしている<sup>56</sup>。FLEGT 材であれば、ステークホルダープロセスを通して構築した合法性の定義に従って、ライセンス制度を通して合法性という点においてはより確実になると考えられているからである。

(2)、(3)の点については、Efeca はどちらも影響が大きいとした。一致化についてはそれ自体には賛成意見が多いものの、基準の低い国に合わせることで全体のレベルが下がるのを心配する声があると報告している。さらに Efeca は、EU 木材法が成立したことで調達方針の存在意義を疑問視する声に対しては、EU 木材法は合法性を担保するもの、調達方針は一步進んで持続可能性を担保するものだとして今後も調達方針の影響は維持されるとしている<sup>57</sup>。

## 2-2 オランダ

### 1. 概要と経緯

オランダ政府は、2010 年から、政府の調達する木材は 100% を持続可能材にすることを方針としている<sup>58</sup>。オランダ政府は 1996 年に調達方針の実施に必要な基準作りを行うケアハルト・ファウンデーション（Keurhout Foundation）という組織を設立し、1997 年にオランダ農業・自然・食糧品質省（Ministry of Agriculture, Nature and Food Quality）が発行した「木材保

<sup>54</sup> Emily Fripp, Efeca への聞き取り（2011 年 2 月 27 日）

<sup>55</sup> Paul Eccleston, “Garden furniture for UK market from illegally logged rainforest”, says report.’ Daily Telegraph (19 March 2008).

<sup>56</sup> Saskia Ozinga, FERN への聞き取り（2011 年 1 月 28 日）。詳しくは、Buying a sustainable future? Timber procurement policies in Europe and Japan. FERN, 2009.

(<http://www.illegal-logging.info/uploads/FERNbuying.pdf>) を参照。

<sup>57</sup> Emily Fripp, EFECA , ‘UK government’s timber procurement policy – impact assessment’ in 17<sup>th</sup> Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation, Chatham House (2010). p. 19.

<sup>58</sup> Timber Procurement Assessment Committee ウェブサイト (<http://www.tpac.smk.nl/>)

証と持続可能な森林管理に関する覚書」によって、ケアハルト制度を設立。この制度のもと、ケアハルト・ファウンデーションが中央政府の調達する木材について、最低限の条件を設けた。この条件は、合法であること、可能な場合には持続可能性が担保されているというものであるが、2001 年からこの条件を改善するプロセスが始まり、2004 年には正式な調達方針（最低条件として合法であり、可能な場合は持続可能性を担保したもの）が作成された。この際に立てられた目標が、2010 年までには 100%を持続可能材にするという目標である。

2006 年からはケアハルト制度のもと認められる認証制度の特定に向け、認証制度を評価するガイドライン BRL(National Assessment Guidelines)の作成が始まったが、ケアハルト・ファウンデーションは政府と業界の意見の不一致から木材貿易協会（Netherlands Timber Trade Federation: NTTF）の管轄下に置かれることになり、独立性を失ったため、公的な審査機関としての役割を終了している。BRL は 2005 年に内容がいったん合意され、6 つの認証制度を評価してみたものの、2007 年 8 月には、「オランダの基準が詳細かつ複雑すぎて合致する認証制度がないため BRL は機能しない」と等価性評価委員会会議（Equivalence Assessment Board）によって発表された<sup>59</sup>。

BRL が機能しないという結果を受け、オランダ政府は新たな持続可能性の基準を作成することになった。政府の設置した専門家委員会である木材調達評価委員会（Timber Procurement Assessment Committee: TPAC）が各国の認証制度を評価し、2008 年にようやく簡易になった新しい基準が成立している。木材調達基準は、TPAC のウェブサイトで入手可能である<sup>60</sup>。なお、オランダ政府は 2006 年に合法性の基準は英国の基準である、カテゴリ A 及びカテゴリ B を採用することを決定しており、合法材として FLEGT 材を挙げている。TPAC はカテゴリ A に入る制度の評価を担当し、カテゴリ B は政府の調達担当者（Government Procurement Officer）が評価するシステムを取っている<sup>61</sup>。

TPAC の評価の結果、現在のところ、オランダ政府の認める認証制度は、英国と同じく FSC と PEFC であるが、オランダは MTCS（マレーシア木材認証スキーム）を認めていない。これは、2010 年 3 月に TPAC が MTCS はオランダの基準に準拠すると判断したのに対し、グ

---

<sup>59</sup> *Buying a sustainable future? Timber procurement policies in Europe and Japan.* FERN, 2009. (<http://www.illegal-logging.info/uploads/FERNbuying.pdf>) p. 23.

<sup>60</sup> 'Dutch Procurement Criteria for Timber.' Timber Procurement Assessment Committee, 2008. ([http://www.tpac.smk.nl/webadmin/files/pdf/system%20documents/Procurement%20Criteria%20+%20PEM%20oct%202008%20\(2\).pdf](http://www.tpac.smk.nl/webadmin/files/pdf/system%20documents/Procurement%20Criteria%20+%20PEM%20oct%202008%20(2).pdf))

<sup>61</sup> Dutch Timber Procurement Policy: Framework for Evaluating Evidence of Compliance with Timber Procurement Requirements. 2010. (<http://www.inkoopduurzaamhout.nl/pdf/Dutch%20Framework%20For%20Evaluating%20Evidence%20of%20Compliance.pdf>)

リーンピースや WWF をはじめとするオランダの NGO5 団体<sup>62</sup>が不服申し立てをした結果、TPAC は最終的に MTCS がオランダの基準に準拠しないという判断に至ったという経緯がある<sup>63</sup>。この不服申し立てを受けて、TPAC は、MTCS の監査報告書を入手し調査を行った。その結果、MTCS の認証林において、先住民族の権利の保護、森林の転換、そして生態的に保護価値の高い森林の保護については、オランダの基準を満たしていないという結論を下したのである。これは、「オランダでは NGO が非常な影響力を持っていて、木材調達の分野をリードしてきた」という、欧州木材貿易協会（European Timber Trade Federation: ETTF）事務局長の Andre de Boer 氏の意見を反映している例であろう<sup>64</sup>。

表：オランダ政府の認めるカテゴリ A 認証制度

認証制度	オランダ政府の調達基準に準拠しているか
PEFC	準拠
FSC	準拠
MTCS	準拠していない

業界からも、また、生産国からも、欧州内各国の調達方針の一致化（ハーモナイズ、調和）を望む声は以前から存在しており、2006 年から一致化のための会議が開催されてきた。現在のところ、オランダとデンマークの要求する合法性・持続可能性の証拠は、英國のものとほぼ一致している。

より明確で確立した一致化の実現のために、EU レベルで加盟国すべてに適用する調達方針を作成することを希望する声もあったが、EU はこの問題は個々の国の問題であるとしている。しかし、前述のように公共調達において社会的要素を考慮する際のガイド（"Buying Social – A Guide to Taking Account of Social Considerations in Public Procurement"）と、より良い環境のための公共調達に関するコミュニケ（"Public procurement for a better environment"）を発表しており、欧州委員会 DG (Directorate General) の Jeremy Wall 氏によれば、欧州委員会が現在大枠でのハーモナイゼーション（一致）のためのガイドラインを検討中であるという。

EU への聞き取りの間に注目すべき意見として、以下のものがあった。現在の各国政府の調達方針は「木材がどこから来たか」というソースの点に集中している。それは木材の消費と

<sup>62</sup> Greenpeace、Milieudefensie(Friends of the Earth Netherlands)、WWF Netherlands、ICCO(Dutch Interchurch Organization for Development Cooperation)、Netherlands Centre for Indigenous People

<sup>63</sup> ‘Summary of the revised judgment of the Timber Procurement Assessment Committee (TPAC) on the Malaysian Timber Certification System (MTCS) dated 22 October 2010’. Timber Procurement Assessment Committee, 2010. (<http://www.tpac.smk.nl/webadmin/files/Summary%20revised%20TPAC%20judgement%20MTCS%20FINAL.pdf>)

<sup>64</sup> Andre de Boer, European Timber Trade Federation への聞き取り（2011 年 1 月 31 日）

いう全体像から見れば一部でしかなく、ライフサイクルまで含めた視点での持続可能性を検討することが今後必要だ」と、木材製品の公共調達の臨時ワーキンググループのリーダーとして内部報告書をまとめた Jeremy Wall 氏は述べている<sup>65</sup>。

---

<sup>65</sup> Jeremy Wall, European Commission への聞き取り（2011 年 2 月 2 日）

### 第 3 章 英国における民間の取組

欧州における民間企業の取組としては、英國の場合は木材貿易連盟（Timber Trade Federation: TTF）、オランダの場合は木材貿易協会(VVNH)の持つ行動規範・行動計画などが挙げられる。以下、英國の例を簡単に紹介する。

#### 3-1 Timber Trade Federation の取組

TTF の取組は、英政府の調達方針の成立により進んだものである。「行動規範」は会員企業に「合法的で管理の行き届いた森林から」調達することを会員全員に約束させるものである。また、さらに、行動規範を具体化させた「環境木材調達方針」を策定しており、こちらは署名した会員が適用するものである。さらに、この「環境木材調達方針」を見直して、NGO や政府も含めたコンサルテーションプロセスを経て、「責任ある調達方針（Responsible Purchasing Policy: RPP）」を策定した。RPP は、「非認証木材製品について合法性及び持続可能性の証拠を収集するためのツール」とされている。

RPP に署名した企業は、テンプレートとして存在する必要書類を利用して調達管理を行えばよい。（1）企業方針の策定、（2）予備スクリーニング（サプライヤーと製品のリストから、問題の多い国からの非認証製品を扱うサプライヤーを特定）、（3）質問票の送付、（4）サプライヤー査定、（5）サプライヤーへのフィードバック、（6）管理レポートの作成、という 6 つのステップを踏んだ後、監査を受けることになっている。このシステムは EU 木材法のもと、デュー・デリジェンスのツールとして利用することができる可能性のあるシステムである。

#### 3-2 B&Q 社の取組

B&Q 社は、欧州最大、世界第 3 位の DIY 小売企業であり、Kingfisher 社の子会社である。英国国内に 321 店舗、英国国外に 60 以上の店舗を持つ（2011 年 3 月現在）<sup>66</sup>。社会的責任の実施では、大きく分けて環境と倫理という 2 本柱で取り組んでおり、環境については水や二酸化炭素削減、生物生息地などの多岐に渡るカテゴリにおいて、方針を掲げ取り組んでいる。

同社は、NGO である FoE UK のキャンペーンをきっかけとして、全世界に先駆けて 1991 年に木材調達方針を導入している。以後、業界における持続可能調達をリードしてきたとして、現在は NGO からもその先進的な取組は高い評価を得ている。B&Q 社は、従来 FSC 認

<sup>66</sup> <http://www.diy.com/diy/jsp/corporate/content/about/index.jsp>

証を優先して調達しており、2004～2005 年において、販売した木材について（335 万 m<sup>3</sup>）①71.8%は FSC 認証②その他の認証は 14.6%③13.0%は認証取得に向けて行動計画を策定中④残り（0.6%）はデータが不完全のもの——である<sup>67</sup>。引き続き FSC 認証が優先であるものの PEFC 認証と両方を優先調達しており、2010 年には購入製品の 90%が持続可能性の確認できるものになっている。さらに 2011 年 2 月、ついに購入木材製品の 100%を持続可能性が確認できるものにしたと発表している<sup>68</sup>。ちなみに、親会社の Kingfisher の持続可能な材調達率は、2010 年の CSR 報告書によれば 77%であり、当初目標の 75%を上回っている<sup>69</sup>。1991 年以降、何度かの改定を経て、最新の木材調達方針が 2010 年 8 月に発表されている（図み）。

#### B&Q の木材及び紙購入方針 要旨（2010 年 8 月版）<sup>70</sup>

“すべての木材及び紙製品が適切に管理された森林から、または、リサイクル原料からきていることを確かなものにするために”

B&Q は、多くの木材及び木材製品を扱っている。長年にわたり、使用する木材を調達するための森林伐採が森林保全または、森林の住民などを傷つけないことを目的としている。今後も適切に管理された森林のみから調達するようにし、購入することで良い森林管理を促進していきたいと考えている。

- 使用・販売するすべての木材、木材を含む製品、紙製品が、信頼性のある認証林（完全な CoC 認証を含む）、またはリサイクル原料から生産される
- すべての熱帯木材が FSC 認証材（完全な CoC 認証を含む）、または期間を限定した上で FSC 認証取得を目指しているという覚書を交わしたサプライヤーから購入する
- 認証材、再生材、その他木材製品、紙製品は適切にラベリングがされる

すべてのバージン原料は、出所となる森林がわかつており、サプライヤーが、当該森林が適切に管理され、それに関して独立した認証が行われているということに関する十分な保証を与えるものでなければならない。

B&Q 全社は、FSC 認証と PEFC 認証を取得している。

また認証へ行くまでの「段階的」な状況も鑑みるため、下記のような条件を持っている：

- FSC 認証においては、サプライチェーンに一貫した完全な CoC 認証がなければならぬ
- PEFC 認証で、非熱帯材に関しては、サプライチェーンに一貫した完全な CoC 認証があれば受け付ける。但し、欧州内からの材については、さらに材が欧州産であるという証明書を附加すること、またそれ以外の PEFC 認証材はさらに FSC 管理木材の基準に見

<sup>67</sup> B&Q, Social Responsibility Review 2003-2005, Performance Data 2004-05

<sup>68</sup> “B&Q becomes first retailer to buy 100% responsibly sourced wood” (February 5, 2011) (<http://media.diy.com/assetbank-bandq/action/viewNewsItem?id=7>)

<sup>69</sup> Kingfisher, *Corporate Responsibility: Group Performance 2009/2010*. p. 10.

([http://www.kingfisher.com/responsibility/files/reports/cr\\_report\\_2010/KGF\\_CR\\_Group\\_performance.pdf](http://www.kingfisher.com/responsibility/files/reports/cr_report_2010/KGF_CR_Group_performance.pdf))

<sup>70</sup> <http://www.diy.com/diy/jsp/corporate/pdfs/timber.pdf>

合っているという独立機関による証明も必要。

- 再生材は、原料が再生されているということを証明するために第三者機関による検証が必要。

<例外的措置>

プロジェクトごとに社会的責任チームへの申請と許可が必要

認証取得に向けて取り組んでいる原料を使った製品。ただし、最終的に認証取得に向けた独立検証可能アクションプランなどを実行していること。そのためには、伐採地とサプライチェーンは、①TFT<sup>71</sup>と契約②SmartWood SmartStep アクションプランを持ち、FSC 認証を目指しているという契約書を持つ③WWF の GFTN (Global Forest and Trade Network) が適当だと判断した場合には GFTN 会員であり、かつ FSC 認証機関との契約を結んでいることを示し、独立検証可能な完全な CoC 認証を持っていることを証明する一のいずれかの場合に限る。

<報告義務>

木材または紙を含む製品については、以下の情報を提供すること

- 木材の認証制度
- ミックス製品の場合—最低の認証割合（例：50%、70%など）
- 分量（m<sup>3</sup> またはトン）
- 製品カテゴリ（合板、紙、製材等）
- 樹種（通称）
- 木材の原産国（伐採地）

親会社の Kingfisher 社はまた、木材小売連合（Timber Retail Coalition）を結成し、EU 木材法の制定を支援している<sup>72</sup>。この連合には、Marks & Spencer、Carrefour、IKEA といった、木材調達に積極的に取り組んできた企業が参加している。

### 3-3 John Lewis Partners の取組

John Lewis Partners は、従業員 7 万 6500 人、イギリス国内で John Lewis という 大型デパート 28 店舗、Waitrose というスーパー 247 店舗を展開、オンラインやカタログショッピングのほかに保険や旅行手配サービスなども提供している大手小売業である。大型デパート、John Lewis は、キッチン用品や家電、育児用品、ガーデニング用品など家庭用品全般を取り扱っている。木材調達以外にもさまざまな先進的な環境や社会への取組を実施している。例えば、電力をすべて「グリーン証書」のついたものにすること<sup>73</sup>、また二酸化炭素排出について 2020 年までに 15% 削減するなどを目標としている。

<sup>71</sup> TFT=Tropical Forest Trust（熱帯林トラストという NGO）

<sup>72</sup> Kingfisher, *Corporate Responsibility: Group Performance 2009/2010.* p.12 .

<sup>73</sup> Corporate Social Responsibility Report 2010, John Lewis Partnership

家具用の材として、主に熱帯材を 40 以上の国から調達している。持続可能な木材調達に向けての取組<sup>74</sup>として、2003 年に木材調達方針を作成し、環境へのダメージの少ない木材の調達を目指している。

木材の評価システムとしては、コンサル会社 ProForest (CPET を委託運営しているのもこの会社) に依頼し、以下の評価システムを構築している。

- ステージ 1 <原産地> : サプライヤーはすべての木材製品について、原産地と樹種についての詳しい情報を提供しなければならない。これは、最初のステップである。
- ステージ 2 <証拠> : 木材は、検証された合法なものでなければならぬ、各国の森林法や基準を満たしていなければならない。サプライヤーリストに掲載されるための最低条件となっている。
- ステージ 3 <移行> : サプライヤーは、FSC 認証取得を目指すことを同意しなければならない。
- ステージ 4 <認証> : すべての John Lewis が扱う木材が FSC 認証材となる。長期目標。

リスクアセスメントは、以下のとおり。

- 赤 : 森林管理状態がうまくいっていないとみなされる国からの材は、「赤」というカテゴリに分類され、この木材を調達することはできない。ただし、木材が認証の取得の過程などで、独立検証可能であれば、認められる。(ステージ 3 または 4)
- 黄色 : 違法な材が含まれている可能性の高い国からの材である場合、合法材であるという証明がある場合のみ調達できる。(ステージ 2)

赤、または黄色のカテゴリに分類されたサプライヤーは、第三者認証機関の認証制度へ移行していくことを約束しなければならない。

ガーデン家具については、2009 年には、約 83%が FSC 認証製品であったが、2010 年にはすでに 100%を達成した。今後は、室内用の家具について、2015 年までに 50%を FSC 認証製品にすることを目標に掲げている<sup>75</sup>。

<sup>74</sup> [http://www.johnlewispartnership.co.uk/Display.aspx?MasterId=ca7e90fe-5f9a-40b7-b769-c403283f1002&NavigationId=740#sust\\_timb](http://www.johnlewispartnership.co.uk/Display.aspx?MasterId=ca7e90fe-5f9a-40b7-b769-c403283f1002&NavigationId=740#sust_timb)

<sup>75</sup> Corporate Social Responsibility Report 2010, John Lewis Partnership

## 第 4 章 米国の違法伐採対策とレーシー法

### 4-1 米国の違法伐採対策の背景と経緯

米国は、EU と並ぶ木材の輸入大国である。2006 年には、米国の輸入額は 388 億米ドルを超えており、これは世界の木材輸入量の約 16%を占めている<sup>76</sup>。輸入製品は丸太、製材、ベニヤ板、家具などである。米国への最大の木材輸出国は、中国であり、続いてマレーシア、インドネシア、南アメリカ諸国などが挙げられる。この中には違法木材も多く含まれており、環境保護団体 Environmental Investigation Agency (EIA) の 2007 年の報告では、米国の年間総輸入量の 10%は、違法リスクの高い木材製品であるとされている<sup>77</sup>。

米国は、2006 年にインドネシアと、2007 年には中国と、違法材を取り締まるための二国間協定を締結しているが、2008 年には世界で初めての違法木材の輸入・取引を禁止する法律を誕生させている。この法律は、1900 年制定のレーシー法<sup>78</sup>の改訂版である。レーシー法は、米国で最も古い野生生物の取引を取り締まる法律である。これまでの動物種と海洋種に加え、2008 年の食糧・保全・エネルギー法 (The Food, Conservation, and Energy Act of 2008) により植物種が取引規制の対象に加えられた。

これにより、植物製品を米国に輸入する場合や国内で取引する際には、合法性を担保していないものは禁止されることになった。以下、このレーシー法改訂の背景について説明する。

#### 1. 改訂レーシー法成立の背景

成立の背景には、木材製品を取り扱う中小企業の中には、合法性を確認するための負担が増えるとして当初反対したところが多くあった。しかし、米国の木材製品生産量の 80%を占めると言われる米国林業製紙協会(American Forest and Paper Association: AF&PA)を中心とする業界団体や企業などが強力に推進したことが知られている<sup>79</sup>。

AF&PA は、世界の違法伐採問題が深刻な環境・社会上の問題であり、同時に 2004 年に AF&PA が独自に行った調査の結果、違法木材が世界の木材価格を 7~16%下げていると改訂レー

<sup>76</sup> Global Forest Trade Network, *North America Fact Sheet*. 2009.

<sup>77</sup> Environmental Investigation Agency, *No Questions Asked: The Impacts of US Market Demand for Illegal Timber – And Potential for Change*. 2007.

<sup>78</sup> The Lacey Act, 16 U.S.C. 3371 et seq.

<sup>79</sup> “Written Testimony, U.S. House of Representatives”. Hearing on H.R. 1497 – The Legal Timber Protection Act (October 16, 2007)

シー法を議論した委員会で訴えている<sup>80</sup>。さらに、もし違法木材が世界市場から消えた場合、米国の木材製品輸出総額が年間 4 億 6000 万ドル増加すると推定している。

AF&PA は合法木材の推進に 2000 年代の初めから取り組んできており、2005 年には米国の森林認証制度 SFI のパフォーマンス指標を改定し、参加企業が木材調達方針を立てていることを指標に組み込んでいる。さらにレーシー法の改訂にあたっては、違法伐採問題に長年取り組んできた Environmental Investigation Agency (EIA)を始めとする環境保護団体と内容についての協議を重ねてきた。

よって、レーシー法は見方によっては国内産業の保護のためという見方をすることも可能であるが、同時に EIA の他にも Defenders of Wildlife, Global Witness, Natural Resources Defense Council (NRDC)、WWF などの環境保護団体も、レーシー法の改訂による違法木材の規制の必要性を委員会で証言している。さらに、AF&PA は、保護団体であるコンサベーション・インターナショナルを含む他の団体とともに、大統領主導の違法伐採対策活動に 2003 年から参加している。

従って、改訂レーシー法は業界と保護団体の目指すところが一致した法制度であると言えるであろう。実際、AF&PA は、Forest Legality Alliance という合法木材製品の調達を希望する公共・民間機関のためのネットワークを EIA や他の団体とともに 2008 年に結成している<sup>81</sup>。ちなみに、その他の設立メンバーは以下である。米国国際開発庁(USAID)、世界資源研究所(WRI)、持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD)、家具製造社の IKEA、製紙会社の NewPage Corporation、事務用品製造社の Staples Inc.、業界団体である International Wood Products Association、Hardwood Federation、及び Retail Industry Leaders' Association。

#### 4-2 改訂レーシー法の内容

レーシー法は、違法材の米国への輸入と国内販売などを規制する。この点において産業界に課す義務は EU 木材法と基本的には同じであり、業者には輸入申告の義務とともに、製品のリスク度について「デュー・ケア」と呼ばれる調査を行う義務が課される（後述）。ただし、EU 木材法が対象とするのは最初に EU 市場に違法木材を持ち込む業者であるのに対し、レーシー法のもとのデュー・ケアはサプライチェーン中のすべての業者を対象とするため、木材製品を扱う業者はすべてこの調査を行わなければならない。しかし、EU 木材法の国内施行の段階において、レーシー法のように国内取引を規制する加盟国が出てくるであろう

<sup>80</sup> Seneca Creek Associates (2004) *Illegal Logging and Global Wood Markets: The Competitive Impacts on the U.S. Wood Products Industry.* Prepared for American Forest & Paper Association.

<sup>81</sup> AF&PA, "AF&PA is Founding Member of New Global Initiative to Combat Illegal Logging" (2010 年 5 月 26 日プレスリリース)

ことは加筆しておく。以下、概要を紹介する。

### 1. 合法性定義

「合法性」の法的根拠については、EU 木材法と同じく、レーシー法も（国内または）外国の法律に違反して入手された木材製品の輸入を禁止している。ただし、EU のアプローチは基本的にガバナンスの弱い生産国においてきちんと機能する法制度を構築するための FLEGT 計画とセットになっているのに対し、レーシー法にはその側面はない。また、EU 木材法同様この法律は輸入製品のみならず、米国が生産国となる木材製品についても適用される。現在のところ、EU 木材法と同じくワシントン条約の許可証つき木材はレーシー法に適合するとされている。

レーシー法では、国内または外国の法律に基づいて、以下を違法な木材製品としている。

- ① 盜まれたもの
- ② 公園や保護地区など、公的に保護された地区から採取した場合
- ③ 上記以外で、当該国の法規制で公的に指定された地区から採取した場合
- ④ 必要な認可を受けずに、またはそれに違反して採取した場合
- ⑤ 採取、運搬、商業取引に関連して発生するロイヤリティー、税、各種の料金を支払わない場合
- ⑥ 輸出または積替えに関する法律に違反した場合

より広範囲な社会的要素までカバーしようとする EU 木材法と比較すると、テクニカルな面に集中していることがわかる。

### 2. 禁止行為

改訂レーシー法は、国内外の法律に違反して取得した植物及び植物製品を、国際的に又は州間で取引する場合の輸出入、輸送、販売、受け取り、取得、購入を違法行為としている（例外規定あり）。つまり、貿易と国内取引のすべてを対象としており、製品に関しても丸太や製材から合板や紙など最終製品までを対象とする、非常に広範囲に適用される規制である。（輸出側に対しては共謀罪法など別の法律が適用される。）

### 3. デュー・ケア

「デュー・ケア」調査はどの程度行えばよいのかについて、米国政府は特にガイドライン

などを設ける予定はないという<sup>82</sup>。今後、法廷に持ち込まれるケースや、逆にベスト・プラクティスとして挙げられる事例を基に基準が発展するのではないかと見られている。

#### 4. 輸入申告

輸入者は、木材製品の輸入申告の際に植物の学名、原産国、数量と大きさ、金額などの情報を申告しなければならなくなつた。これは2008年12月からは輸入者が自主的に実施、2009年4月からは義務として実施されている。義務化は4つのフェーズに分けて行われており、1フェーズは当初3か月としていたのが、6か月に延長されている。それぞれのフェーズで対象となる製品の品目が増えており、フェーズが進むにつれ、製品の加工度があがっているようになっている。例えば、フェーズIIでは無垢材やベニヤ板など最小限の加工製品、フェーズIIIでは、木材パルプや合板など、そしてフェーズIVでは、さらに加工を必要とし、フェーズIIやIIIの製品を使用して製作するような製品、つまり家具などである。

表：フェーズ毎の対象製品（米国連邦政府通達より作成）<sup>83</sup>

フェーズI 現在-2009/3	フェーズII 2009/4/1-2009/9/30	フェーズIII 2009/10/1-2010/3/31	フェーズIV 2010/4/1-2010/9/30
植物輸入申告書をウェブサイト上に掲載。申告は2008年12月15日以降受け付ける。 国内及び国外に向けての周知。	HTS <sup>84</sup> 第44章 木材及び木材製品 4401—燃料用木材 4403—木材(粗のもの) 4404—電柱・支柱等 4406—電車・トラム用枕木 4407—製材等 4408—ベニヤ板 4409—加工を連續的に施した木材 4417—道具、道具の持	HTS 第44章 木材及び木材製品 4402—木炭 4412—合板（例外あり） 4414—木製の額縁等 4419—木製の食器、台所器具 フェーズIIの製品も含む	HTS 第44章 木材及び木材製品 4421—その他の木製品 第66章 傘、杖等 6602—杖、むち、乗馬用むち 第82章 道具 8201—手道具 第92章 楽器 9201—ピアノ 9202—その他弦楽器等 第93章 武器・弾薬 9302—鉄砲・拳銃 93051020—鉄砲・拳銃の部品 第94章 家具

<sup>82</sup> 英国王立国際問題研究所主催の第 17 回違法伐採会議における質疑応答時間中の、Environmental Investigation Agency の Andrea Johnson 氏の回答（2011 年 1 月 27 日）

<sup>83</sup> Federal Register / Vol. 74, No. 21 / Tuesday, February 3, 2009 / Notices([http://www.forestlegality.org/files/fla/Lacey\\_Act/FederalRegister02-03-2009.pdf](http://www.forestlegality.org/files/fla/Lacey_Act/FederalRegister02-03-2009.pdf))  
Federal Register, Vol. 74, No. 169 / Wednesday, September 2, 2009 / Notices  
([http://www.forestlegality.org/files/fla/Lacey\\_Act/FederalRegister09-02-2009.pdf](http://www.forestlegality.org/files/fla/Lacey_Act/FederalRegister09-02-2009.pdf))

<sup>84</sup> Harmonized Tariff Schedule

	ち手、ほうきの柄 4418—建具、建築用木工品 4420—寄木、棺桶、彫像		940169—木枠付きの椅子等 第95章 おもちゃ、ゲーム、スポーツ用品 950420—ビリヤード道具 第97章 美術品 9703—彫像  フェーズIIとIIIの製品も含む
--	---	--	--

ただし、複数種が組み合わさっている製品や再生紙などについては、手続きが煩雑になりすぎるのを避けるため、含まれると推測される樹種や原産国のリストを提出するなどして申告を簡略化する。また、対象製品は段階を追って広げていくことになっている。この法律は、違法行為が過失であった場合も罰則の対象となることから、合法性が確実に担保できる木材以外は、徐々に市場から排除される傾向になることが予想される。

## 5. レーシー法の特徴

レーシー法の最大の特徴としては、少なくとも以下の二点が挙げられる。まず EU 木材法同様、外国の法律をベースとして、米国における貿易や国内取引が規制されるという点である。(ただし、前述のように生産国と協力して合法材を確保する FLEGT のような仕組みは米国にはない。ただし民間レベルでレーシー法の施行を支援する Forest Legality Alliance が存在している<sup>85</sup>。) レーシー法のもと、仮に加工国を通した場合にも原産国まで遡って規制が適用され、例えばインドネシアで違法伐採された木材を中国で製品加工し、米国に輸入しても、レーシー法のもと罰則の対象となる。

もう一点は、当事者が違法材と知りつつ取引した場合はもちろん、「注意していれば知ることができた」場合、つまり過失に対しても、罰則が適用される点である。(罰則の適用は EU においては今後決まっていくが、EU 木材法では現段階では過失を違法行為と定めていない。) 木材製品の取引業者は、自らの取り扱う木材製品のリスク度を特定し、リスクの高い場合は合法性を確実にしなければ、例えなんらかのデュー・ケアを行っていたとしても罰則の対象となりうる。業界の視点から見れば、サプライチェーンの管理をより詳細に行う必要が出てきたということになる。

<sup>85</sup> [http://www.wri.org/fla/laws\\_lacey.php](http://www.wri.org/fla/laws_lacey.php)

#### 4-3 レーシー法の影響と業界の反応

WWF が主催する持続可能な木材製品のための企業ネットワーク GFTN の担当者、George White 氏によれば、「(改訂) レーシー法のインパクトは非常に大きかった」という<sup>86</sup>。White 氏によれば米国の多くの企業はこれまで、森林破壊や劣化の問題を外国の問題と捉えてきたというが、今後は自分の身を守る必要性からも、サプライチェーンの見直しが更に加速すると思われる。

こうした国内の動きと並行して、レーシー法が米国外における違法材の取引に与える影響も大きい。特に「世界の工場」であり、世界一の木材輸出国となった中国の最大の輸出先は米国であり、キッチンキャビネットなどの、広葉樹の合板材が大量に輸出されている<sup>87</sup>。米国への輸出量は、2002 年から 2007 年の間に 37% 上昇しており、同時に米国にとっても中国は第 2 位のマレーシアにほぼ 10 倍以上の差をつける最大の輸出国となっている<sup>88</sup>。市場に国産材の少ない中国には、前述のマダガスカルの他、ロシア、マレーシア、インドネシア、ミャンマー、カンボジア、コンゴなどからの高リスク材が大量に流れ込んでいるが、レーシー法の改訂がこれらの市場に与える影響は大きいであろう。

##### 1. 業界の反応

前述のように、レーシー法の改訂自体を業界団体が積極的に支援した経緯からも、すべてではないと思われるが、業界の反応は法律の成立自体には好意的なようである。違法材であるがゆえに価格の安い製品が市場に入ってくると競争力において不利だという点からも、業界にとって「スタート地点は同じであることはとても重要だ」と米国の業界代表者として Northland Forest Products の Jameson French 氏は述べている<sup>89</sup>。

中小企業にとってはデュー・ケアの義務が生じることでサプライチェーン管理に過剰なコストや労力がかかるのでは、という質問に対して、French 氏は、その負担は主に様々な製品を扱う大企業にかかるとして、「シンプルなサプライチェーンを持つ会社にとっては、(レーシー法のもと必要となる) 手続きは複雑ではないしコストも低い。サプライルートを変えるためにこれまで最も安かったところから別のところに変える必要性が出て、コストが生じる可能性はあるが、これは法律そのものから生じるコストではない」と述べて

<sup>86</sup> 地球・人間環境フォーラム『森林保全分野のパートナーシップ構築のあり方 調査報告書』(2010 年) 参照

<sup>87</sup> Environmental Investigation Agency (2007) *No Questions Asked: The Impacts of US Market Demand for Illegal Timber – And Potential for Change.*

<sup>88</sup> Ibid.

<sup>89</sup> Jameson French, Northland Forest Products, ‘An industry perspective from North America’ in *17<sup>th</sup> Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation*, Chatham House (2010). p. 4.

いる。さらに French 氏は、「レーシー法に準拠するための付加的コスト」ではなく、「責任ある事業を行うための必然的なコスト」だという見方をすべきであると指摘している。

## 2. 実効性

レーシー法の実施において、担当省庁は多岐にわたっており、関わっている機関は、農務省 (the US Department of Agriculture)、魚類野生動物保護局 (the Fish and Wildlife Service)、国土安全保障省 (Homeland Security)、 司法省 (the Department of Justice)、海洋国際環境科学局 (the Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs)、国際開発庁 (USAID)、 通商代表部 ( the Office of the US Trade Representative)、環境諮問委員会 (the Council on Environmental Quality) である。

違反者には、物品の没収、罰金、懲役刑などが課される。故意の違反の場合、個人に対しでは 25 万米ドル、企業に対しては 50 万米ドル以下の罰金、及び/または 5 年以下の懲役が課される。さらに、場合によっては物品の没収も適用される。過失の場合は、デュー・ケアを行っていない場合、個人が 10 万米ドル、企業が 20 万米ドル以下の罰金、及び/または 1 年以下の懲役となっている。デュー・ケアを行っていたにも関わらず違法取引が行われた場合は物品の没収、虚偽の情報を申告していた場合は 250 ドル以下の罰金及び/または物品の没収の場合もある。レーシー法のもとの起訴は、司法省の環境犯罪局(ECS)の担当となっている。

レーシー法のもと、2011 年 3 月現在までに 2 件のケースが発生している。1 件目は 2009 年にペルーからの熱帯材がフロリダ州タンパの港で押収された事例である。このケースでは輸入申告を法律の適用外であった「最終製品」としていたことから、故意に虚偽の申告をし、さらに十分なデュー・ケアが行われていなかったとし、魚類野生動物保護局(US FWS)により物品が没収されている<sup>90</sup>。

第 2 のケースでは、2009 年 11 月、世界的に有名な米国のギターメーカー、ギブソン社が捜査の対象となり、物品が押収されている。押収された物品はマダガスカル産のエボニーを使用したギターを含んでいたことが判明している。マダガスカルでは長年、多くの環境保護団体が森林の生物多様性保全プロジェクトを実施してきたが、2009 年のクーデター以後、状況は一変した。森林の農地などへの転換や違法伐採が後を絶たず、違法材が組織的に中国に向け輸出されているという深刻な状況に陥っている。同年、10 万本のローズウッドと

<sup>90</sup> ‘DECISION IN RESPONSE TO PETITION FOR REMISSION’, U.S. DEPARTMENT OF THE INTERIOR vs *Three pallets of tropical hardwood: Harlan Crouch, II, Claimant*, INV No. 2009403072 ([http://www.forestlegality.org/files/fla/Lacey\\_Act/DOIvsThreepalletsJun142010.pdf](http://www.forestlegality.org/files/fla/Lacey_Act/DOIvsThreepalletsJun142010.pdf))

エボニーが伐採されているが、その三分の一が国立公園からのものであり、輸出された木材の総価格は推定 2 億 2000 万ドルとされている<sup>(17)</sup>。このケースは 2011 年 3 月現在、未解決である。

### 3. 生産国側の見方

EU 木材法やレーシー法のように、輸入国側で違法木材を制限する措置を、途上国の事情を考慮しない一方的措置だとする見方もあるかもしれない。しかし、今回参加した違法伐採会議では、途上国側からも特に FLEGT のように支援と組み合わさった先進国側の取り締まりを歓迎する意見も多く聞かれた。

例えば、ホンデュラスの木材業界の協会を代表した Ramon Alvarez Lazzaroni 氏は、ホンデュラスにおいて、近年、麻薬取締など一般に「より深刻」とされる犯罪の取り締まりに追われ、当局が違法伐採の取り締まりに十分対処できないことを指摘し、米国の Forest Legality Alliance の協力を得て FLEGT の VPA への参加を検討しているとした。VPA は欧州の制度であり、米国に対しての法的な実効性はないが、合法性を確実に担保するシステム作りを単独で行うことが困難な途上国には、米国のレーシー法対策として取り組んでも有意義な制度である。年間に約 100 万立方メートルの木材を収穫し、そのうち半分を米国に輸出しているホンデュラスでは、輸出材の約 50%が違法材であるという調査結果が存在しており、自国の力だけではこの状態を改善できないと感じている。2011 年 2 月には EU の支援を得て、FLEGT、レーシー法、認証制度に関する業界の代表者が VPA を視野に入れた議論を行っている。

## まとめ

レーシー法や EU 木材法のような輸入規制を、国内産業を保護するための措置であり途上国にとって不利なものとする見方もできる。しかし、森林破壊の問題が根本的にガバナンスの弱さや取り締まりのためのキャパシティ不足からくるものである限り、途上国側だけでその問題を解決することはほぼ不可能である。その意味で、特に技術・財政支援と一体となっている FLEGT のようなアプローチが今後ますます求められるだろう。そのうえで、違法材が価格における競争力の強さで市場に入りこまないよう、消費国側で違法材を排除することが、貴重な森林資源を失い続ける途上国への責任ともいえる。

実際、すでに木材合法性認証システム (TLAS) を運用しているインドネシア森林省の森林事業管理長官は、2011 年中に EU と締結される予定の VPA について、インドネシアの木材輸出の市場拡大のために、「(VPA は) インドネシアにとって欠かせない」としている<sup>91</sup>。また実際、認証材や合法性の確認できる木材を求めるヨーロッパ市場にとっては、VPA が締結されれば慢性的に不足するこれらの木材が入手できるのはいいニュースだろう。

## 欧米以外の木材消費国による規制

これまで欧米では先進的な企業が率先して持続可能な木材を購入することで違法伐採対策が取られてきたが、今回の米国と EU に続き、オーストラリアでも同様の法案を審議中である<sup>92</sup>。世界の違法伐採対策と持続可能な森林管理において木材消費国の果たす役割は、今後は企業の自主努力に頼る形式ではなく、政府が強制的に違法材を排除する形式が主流となりそうである。当然、欧米、オーストラリアの次に続く主要輸入国として、中国と日本に期待が集まっている。

日本においては、欧米の規制が厳しくなった分、違法材が流れ込むことのないよう、一刻も早い規制の導入が望まれる。英国王立国際問題研究所の2010年の報告書によれば、英国、オランダ、フランス、米国、日本の先進5か国のうち、違法材の最大の輸入国は分量・価格ともに米国（40 億米ドル）であるが、一人あたりの輸入量で見た場合、日本が最大の輸入国であるという結果が出ている<sup>93</sup>。さらに、輸入量あたりの違法材の割合も、日本が最高であるとしている。報告書では日本政府の違法伐採対策が調査の対象となった他の4か国に比較して遅れているとし、さらに、民間企業についてもフランスとともに遅れを取っていると指摘している<sup>94</sup>。そのためもあって、インドネシアやマレーシアなどを含む輸出国からの違法材が、中国とともに日本に流れ込んでいる可能性があると指摘している<sup>95</sup>。

上記の報告書の執筆者である Sam Lawson 氏は、以下のように述べている。「日本の担当省庁は、マレーシアからの輸入材は今や「合法性が確認されている」と言う。しかし最近のある調査によればマレーシアで最大のサプライヤーの一つ（年間の日本への輸出額1億ドル）が、組織的な違法

<sup>91</sup> European Union “Groundbreaking (FLEGT) timber trade agreement with the EU nears completion”, プレスリリース (2011 年 2 月 23 日) ([http://eeas.europa.eu/delegations/indonesia/documents/press\\_corner/20110223\\_01\\_en.pdf](http://eeas.europa.eu/delegations/indonesia/documents/press_corner/20110223_01_en.pdf))

<sup>92</sup> <http://www.daff.gov.au/forestry/international-illegal-logging>

<sup>93</sup> Lawson, S. and MacFaul, L. ‘Illegal Logging and Related Trade: Indicators of the Global Response’. Chatham House, 2010. p. xvii.

<sup>94</sup> Lawson, S. pp. xv-xvi

<sup>95</sup> Lawson, S. p. xvi

伐採に関与していたことがわかっている。これは違法材の輸入を阻止するために日本がこれまでにとった措置はほぼ意味のないものであることを証明している。日本は今や、G8の中ではこの件への対応においてかなり遅れている」。<sup>96</sup>

今後、日本において欧米と同レベルの規制が成立しない限り、違法材が流れ込んでくる可能性は否定できないだろう。

### 持続可能材の推進

世界の森林破壊の問題は違法伐採問題だけではなく、同時に違法伐採問題はそれ自体孤立したものではなく他の要素と密接に関連している。例えば、農地や単一植林への転換などで起こる森林減少や劣化により、木材へのアクセスがより容易になり違法伐採が起こる場合もある。また、違法伐採問題や非持続可能な森林管理は、根本的にガバナンスや汚職、貧困の問題が根底にあることから、EUのようなキャパシティビルディングを組み込んだ途上国支援型の輸入規制が望ましい。同時に、より持続可能な木材が優先的に購入されるような仕組みを作る必要があるだろう。

---

<sup>96</sup> Sam Lawson, Chatham House への聞き取り（2011 年 1 月 28 日）

## 第 5 章 普及啓発活動の現状

### 5-1 政府による取組

#### 1. 業界向け

英国では、合法性・持続可能性についての実施に必要な技術的支援を行う CPET (Central Point of Expertise on Timber) が 2003 年に設置された。CPET は ProForest というコンサルティング会社が英國の環境省である DEFRA の委託を受けて運営している。CPET の職員はわずか数名で、プロジェクトや調査によっては、適宜専門家の援助を受けている。

CPET は、主に木材業界を対象に活動を行っている。その役割は、普及啓発・情報提供、また業界の教育などである。そのためにウェブサイトがあり、ヘルプデスクも設置され、問い合わせを隨時受け付けている。定期的にニュースを E メールで配信もしている。その他に全国を回ってのワークショップなども実施している。ワークショップは通常、地方の行政組織や地方の業界団体からの要請などを受け、それらの組織と協力して実施している。展示会などへのベース出展も行っている。

英國の木材調達方針において、地方自治体は義務の対象ではないため、最近は地方自治体向けの普及啓発活動に力を入れている。この活動においては、Timber Trade Federation という業界団体と環境 NGO、WWF の協力を受けている。WWF の地方自治体向けの活動については、後述する。

CPET のもう一つの大きな役割は、英國政府の木材調達方針の基礎となる木材の合法性や持続可能性の定義、また各種森林認証制度の評価などである。これらの情報はすべてウェブに掲載されている<sup>97</sup>。また、ウェブには、各種チラシなどもダウンロードできるように用意されている。

●CPET の業界向けに awareness training を実施しますというチラシ (A4 2 ページ)<sup>98</sup>

**Training Workshop  
Sustainable Timber Procurement**

The Central Point of Expertise on Timber (CPET) will be hosting regional training workshops to aid and assist public bodies to develop and implement sustainable timber procurement policy, in line with UK Government Timber Procurement policy.

Do you specify, buy or supply any of the following wood or paper products?

- Construction products such as timber joists or cladding
- Products for repairs and maintenance such as plywood
- Furniture
- Paper
- Wooden benches
- Fencing
- Wood chips for energy production
- Or any other wood and wood derived products!

Do you know where your timber comes from? Properly managed, forests are the world's most renewable industrial resource, as well as being carbon sinks. However in many countries with valuable forests, these resources are diminishing fast due to the practice of illegal logging and the practice of competing land uses, such as palm oil. In July 2007, the UK government issued its first ever timber import ban, which limited imports of all timber imports in the UK derive from illegal, illegal or suspicious sources.

The 2007 Stern Report concluded that deforestation accounts for more than 18% of all global carbon emissions, and that it is the third largest source. The report also advocated that protecting the world's forests was of paramount importance to mitigate climate change. Timber acts as a carbon store and in recent years there has been a clear need for both business and public bodies to consider the environmental impact and reduce their carbon footprint. Additionally, millions of people around the world depend on forests for their livelihood, providing the basic need of a home, food, water and some way to generate income.

There are many ways to responsible timber purchasing which means you can enhance your environmental footprint and make a significant contribution to protecting the world's forests and the local communities they support.

Do you comply with the UK Government's Sustainable Timber Procurement policy?

The UK Government's Timber Procurement policy requires all timber and wood derived products purchased by the public sector to:

- Either legal and sustainable sources
- Or GLCT licensed or equivalent sources

Required products must be compliant under the policy.

Who does the policy apply to?

The policy applies to all central government departments, executive agencies and non-departmental public bodies, Local Authorities and the private sector are encouraged to adopt sustainable timber procurement policies.

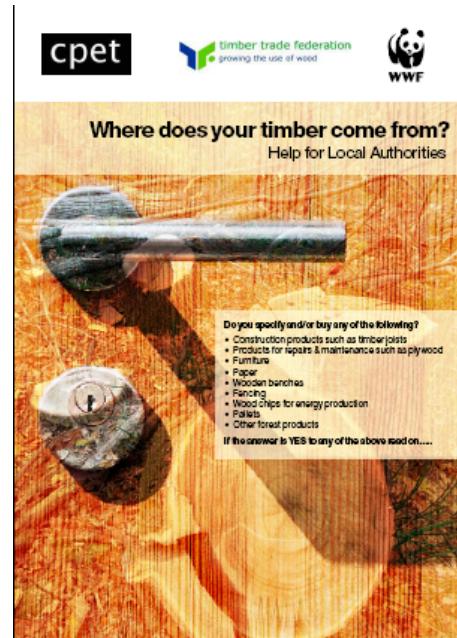
©2007 CPET. This document, 'Sustainable Timber Procurement', is an IT Initiative to help government and public bodies improve their timber procurement processes. It is a training workshop developed by CPET and the Timber Trade Federation, and is funded by the UK Government. It is intended to be used by the user, after which more detailed guidance can be obtained on the CPET website.

[www.cpet.org.uk](http://www.cpet.org.uk)

<sup>97</sup> <http://www.cpet.org.uk>

<sup>98</sup> [http://www.cpet.org.uk/files/CPET\\_training\\_workshops\\_2010\\_1.pdf](http://www.cpet.org.uk/files/CPET_training_workshops_2010_1.pdf)

●地方公共団体向けのパンフ (A4 4 ページ) <sup>99</sup>



## 2. 一般市民向け

政府は積極的には一般市民に対しての普及啓発活動は実施していない。ただし、DEFRA のウェブサイトに A shopper's guide to green product labels (グリーンな商品ラベルについての買い物ガイド) というページがあり、そこからパンフレットがダウンロードできるようになっている<sup>100</sup>。このパンフレットは、ダウンロードをしてもらうことが主な利用方法で、印刷物としては、紙の節約などの観点からあまり配布していないことがウェブサイトに明記されている。但し、希望者には印刷物としても配布は行っている。

<表紙>



<sup>99</sup> <http://www.cpet.org.uk/tool-kit/files/Timber%20Guide.pdf>

<sup>100</sup> <http://www.defra.gov.uk/environment/business/marketing/glc/shopguide.htm>

<2 頁目の抜粋>

中央に Timber Products (木材製品) とあり、FSC 認証と PEFC 認証という二つの森林認証制度のラベルの紹介が掲載されている。

The screenshot shows a section of a report page with three main columns:

- Organic Labels:** Describes organic farming and food certification, mentioning the Soil Association and Organic Farmers & Growers.
- Timber Products:** Describes FSC and PEFC certification, showing their respective logos and websites.
- The Wider World:** Describes Fairtrade and Rainforest Alliance certification.

Each column includes a brief description of the scheme, its principles, and a logo. The Timber Products and The Wider World sections also include links to their respective websites.

### 3. 政府関係者への聞き取り結果

今回調査を実施した英国においては、政府自らが、一般消費者を対象とした木材調達または違法伐採問題に関する普及活動ということは、実施していないようである。

聞き取りを行ったイギリスの DEFRA、DFID、また欧州委員会（EC）の担当者<sup>101</sup>に尋ねても、政府が対象とするのは、業界であり、一般消費者への普及啓発は NGO の役割だという答えが返ってきた。つまり政府の持つ限られた予算を有効に活用するためには、何千万、何百万という個人を対象にしても非効率的であり、政府はさまざまな木材調達や木材関連業界（輸入業者、住宅、建築家など）などといった決定権を持つ者を対象に働きかけを行うべきであるという見解を一様に受けた。また、消費者に違法なものなのか、合法なものなのかを選ばせるというよりは、政府の責任として、合法なものだけを提供するようなシステムを作ることが重要だという意見もあった。

一般市民への情報への浸透ということでは、欧州においては、NGO がその役割を担っている。欧州では NGO は市民からの絶大な信頼性と支持を得ており、行政、産業界と並び重要なセクターと

<sup>101</sup> Gisela Carr, Policy Adviser, European Union and International Co-ordination, DEFRA  
Hugh Speechly, Programme Co-ordinator, Forest Law Enforcement and Governance, DFID  
Flip VAN HELDEN, International Forest Policy, Environmental Agreements and Trace, European Commission

して確立している。生産国の NGO と連携した調査活動と業界に対する監視活動は非常に効果的に働いてきている。NGO 活動への参画、支援ということがすでに多くの市民の中においての常識となっており、NGO への寄付文化なども、確立している。

## 5-2 NGO の取組

欧洲、とくに英国やオランダなどにおいては、1970 年代から NGO や消費者団体の活動が活発であり、通常は、ある程度影響力の強い大企業などの環境に配慮していない事業行為などに関する問題点を見つけ、それを広く一般市民に知らせ、企業行動の修正を求めるという手法がよく用いられる。具体的には、企業の本社や議事堂などの政府関連の建物に大きなバナーを掲げたり、また新聞紙面に大きな広告を出すなどである。また、最近はインターネットの普及から、ウェブサイトを使ったキャンペーンや動画を用いたキャンペーンなども実施されている。このように、過去に多くの企業が、グリーンピースや Environment Investigation Agency (EIA) などの批判の対象となり消費者を含むステークホルダーから企業としての信頼を失っている。現在多くの欧米の企業が社会的責任を果たすようになったのには、このような過去があり、現時点でも NGO からの批判の対象になることには非常に敏感である。これは、NGO の声が消費者・一般市民の声を代表していると企業が考えている証拠もある。

また、NGO の活動の歴史も長く、企業や政治とのつながりなども深い。NGO は資金的にも、人的にも基盤がしっかりとしているところが多く、またサポートする一般市民も多い。

過去 20 年ほどの NGO 活動の結果として、違法伐採問題や熱帯林の保護などに関する市民の意識は、英国は日本と比較すると高い。また、今までの活動の結果として、政府は木材調達方針を持続可能性まで求めるようになり、また、EU としても EU 木材法が施行されることになるなど、違法伐採対策に関して、一定の成果がすでにみられるため、英国の NGO は、現在はあまり普及啓発活動は実施していない。以下に、現在もキャンペーンを行っている WWF の例などを紹介する。

### 1. 現在の取組事例

#### ①WWF UK

違法伐採が未だに世界の森林減少・劣化の大きな原因であるという認識から、WWF は欧洲の一般消費者が、何ができるのかということを喚起する目的で、What Wood You Choose?というキャンペーンを 2010 年 7 月より実施している<sup>102</sup>。このキャンペーンは、欧洲委員会の Non-State Actors and Local Authorities on Raising Public Awareness and Education for Development in Europe Programme (欧洲における意識向上及び開発教育のための非政府団体及び地方自治体向けプログラム) から助成を受けている。キャンペーンによって、英国における一般消費者、企業、地方自治体、さらに決定権を持つ人々が、持続可能なかたちで管理された森の木材製品を選択するように、消費行動や市場を変えていくことを目指している。キャンペーンは、コンゴ盆地、インドネシア、マレーシアを重点対象地域としている。

<sup>102</sup> [http://www.wwf.org.uk/what\\_we\\_do/campaigning/what\\_wood\\_you\\_choose/](http://www.wwf.org.uk/what_we_do/campaigning/what_wood_you_choose/)



## ●ウェブサイト

ウェブサイトの最初には、まず短いアニメーション（約 1 分半）が見られるようになっており、普段お店で購入している製品の原産地で森林が破壊されている様子を紹介し、消費者として、何ができるかを説いている。それ以外では、実際に WWF のスタッフがカメルーンなど現地へ赴き、木材の流れを調査したレポートや、さまざまな現地の写真などが見られるようになっている。

## ●報告書

2011 年 2 月には、”What wood you choose? Tracking forest products on sale in the UK back to their forest source” という報告書（A4 36 ページ）を発行している。報告書では、EarthSight Investigation という団体と共に、2010 年 8 月～12 月にかけて、英国で販売されているさまざまな製品の追跡調査を実施した結果が発表されている。この調査によって、英國にある木材製品を、実際の伐採地までたどることを試みた。調査は以下の製品について報告している。

- ドア、ドア枠（インドネシア熱帯材、例：メランティ）
- キッチンのカウンター材（中央アフリカ産の熱帯材、例：ウエンジ、イロコ）
- デッキ材（インドネシア産、例：バンキライ）
- 合板

床材（中央アフリカまたはインドネシア産熱帯材、例：ドウシエ、メルバウ）も当初は対象としていたが、調査を開始した結果、サプライヤーから十分な情報が得られなかつたため、対象から外された。

調査した結果わかったことは、英國にある製品から伐採地までをたどることは非常に難しいということであった。多くの販売者は、実際にどこから販売している製品が来ているのかを理解して

いないことが多かった。

反対に、WWF や FoE が 2009 年に EU で実施したアンケート調査によると、93% の EU 市民は、合法的に伐採、貿易された材の販売が重要で、そのような製品を販売する責任は、小売店にあるという。

また、FSC の CoC 認証は英国においてかなり広まっているが、企業による「FSC 認証」についての情報提供が、消費者に誤解を招いているケースも見受けられている。例えば、ある店が FSC の CoC 認証を持っているということで、その店が扱っているすべての製品が FSC 認証であるかのような扱いをしているケースもあり、場合によっては販売員自身が誤解しているケースもある。また、製品をウェブなどで紹介する際に、FSC のロゴを近くに見せ、その製品が FSC 認証でないのに、いかにも FSC 認証製品であるかのように見せかけるなども横行していると報告している。

最後に消費者が小売店で製品を買う際の注意事項として、以下をあげている。

- 1) FSC 認証製品、または FSC 認証と同等な製品であるか尋ねる
  - その際、特定のその製品が認証されていることを確認する。
  - また「FSC ミックス」とある場合は、その製品の 70%だけが FSC 認証であることに留意する。できる限り 100%FSC 認証のものを求める。
  - FSC 認証製品がない場合は、PEFC 認証製品を求める。その際も製品自体が認証されていなければならない。
  - 希望する認証製品がない場合は、他の製品で認証製品がないかなど、販売員にアドバイスを求める。また、買い物に行く前にウェブで調査を行い、お店を選択することも重要。
- 2) FSC 認証または PEFC 認証がされていない新品の木材製品を購入することにした場合、持続可能でない森からきた材、また違法な材を購入している可能性が高い。
  - 販売員の言葉で簡単に説得されではない。
- 3) もし認証製品でないために、その製品を購入しないと決めた場合は、販売員、できれば店の責任者に、認証製品でないために、その製品の原料の持続可能性や合法性が確かめられないでの、購入を断念したことを伝えること。
  - ただ、購入しないということだけでなく、販売員へ問題を提議することが、その後の会社の行動に影響を与えることになる。

### ●地方自治体に対しての働きかけ

英国内の地方自治体が果たす役割も大きいことから、自治体に特化したキャンペーンも実施している<sup>103</sup>。2011 年の目標は、英国内のすべての自治体が木材調達についての宣言（pledge）を求めることがある。宣言は、ゴールド、シルバー、ブロンズの三種類。ゴールを達成した自治体は、WWF が発行するバッジのイメージをウェブサイトや発行物などに掲載することができ、また WWF としても自治体の取組について広報を行うという。

<sup>103</sup> [http://www.wwf.org.uk/what\\_we\\_do/campaigning/what\\_wood\\_you\\_choose/local\\_authorities/](http://www.wwf.org.uk/what_we_do/campaigning/what_wood_you_choose/local_authorities/)

<バッジの例>



また、このように地方自治体を対象にすることは、2013 年からの EU 木材法施行に向けても重要な取組だとしている。現時点の英国政府の木材調達方針は、地方自治体には、順守義務はないが、EU 木材法となると、地方自治体へ納入する業者も対象となるからだ。

それぞれのレベルに課せられるのは、以下のような要項。宣言は、ウェブ上で行うことができ、宣言を受けたのちに WWF などの担当者が個別に対応する。

#### ブロンズ

- CPET（英国の公共調達方針における技術的支援を行う機関）のワークショップに参加、または CPET/WWF のセミナーを当自治体において実施し、責任ある木材調達や森林資源保全の重要性について学びます。
- 主要なスタッフに対して、責任ある木材製品の調達について、トレーニングを行います。

#### シルバー

- 出所不明の木材や紙は購入しません。
- リサイクル、認証、または持続可能で合法な木材製品を使用するプロジェクト、契約、製品を選択します。

#### ゴールド

- リサイクル、認証、または持続可能で合法な木材製品のみを購入するように、すべての部署に対して周知し、実行します。
- 購入する木材製品が、条件を満たしていることを確認するための記録・監視システムを構築します。

#### ②Chatham House Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation

英国王立国際問題研究所（RIIA、通称チャタムハウス）は、定期的（半年ごと）にこの違法伐採対策会議を開催している。この会議には、英国内だけでなく欧州各国や生産国、消費国からのあらゆるステークホルダー（行政、企業、NGO）が参加している。2011 年 1 月の第 17 回会議には約 150 人もの参加者を集めて 2 日間、集中的に議論を行っている<sup>104</sup>。ステークホルダー間のオープンな対話と透明な政策決定プロセスとして、この会議がある。

チャタムハウスは、非政府組織であるが、この会議を助成しているのは、英國国際開発省（DFID）である。参加費は無料で、途上国からの参加者などは旅費や滞在費の助成も受けることができる。

<sup>104</sup> 第 18 回は、2011 年 6 月 20～21 日開催が決定。

参加者には、リピーターが多く、このように年に 2 回、世界各国から違法伐採問題の関係者が集まる場は、有意義な情報収集・意見交流の場となっており、特に欧州における違法伐採対策に貢献したと考えられる。

## 2. 違法伐採問題に関する今までの NGO の活動経緯

英国が木材調達方針を作成するに至った、また EU が EU 木材法を制定するに至ったのには、20 年、30 年にわたる欧米における NGO の活動が大きく寄与している。

また、現在多くの英國の企業が、木材調達方針をもち、自社のサプライチェーン管理を行っているが、その要因となったのは、グリーンピースや FoE などの NGO からのプレッシャーである。NGO は消費者からの高い信頼を得ているため、NGO によるキャンペーンのターゲットとなることは自社の信用を落とすことにつながる。また、批判されるという立場から、共に活動するという立場へ移行し、企業活動の問題を改善するために NGO のアドバイスを得ることで費用の削減と取組の効果向上を図っている。

NGO は政府・企業のよきパートナーともなっている。政府関係者は NGO のプレッシャーを利用して、違法木材対策を進めている節もある。また、EIA のような現地（生産国）の違法木材の実態調査を行う NGO の存在は、違法木材対策の実態と必要性の理解に欠かせない情報を提供してくれ、対策が具体的かつ現実的になる。

以下に、いくつかの NGO の過去の活動の事例を紹介する。

### ①EIA(Environmental Investigation Agency)

EIA は、野生生物の違法な取引及び自然環境の破壊に関して、調査を実施し、それを公表し、政策提言を行うことを目的に 1984 年に設立された NGO である。現在は、森林製品を含む野生生物の違法取引、違法伐採、オゾン破壊物質の取引などの環境犯罪について活動を行っている。さらに、近年では途上国における違法取引取り締まりのためのキャパシティビルディングにも積極的である。

最もよく知られるキャンペーンとしては、ラミンのキャンペーンがある。EIA はインドネシア現地の NGO と協力して、1990 年後半より絶滅危惧種ラミン（2004 年ワシントン条約付属書 II 登録）の保全、違法伐採の調査・告発、森林保護を行うために活動を繰り広げてきた。これらの活動も大きく寄与し、2007 年ごろまでには、シンガポール、半島マレーシア、などにあるラミンの輸入企業がラミンの取り扱いを停止するに至った。また、2007 年 4 月には、EU がラミン輸入の一時停止も行った。EIA をはじめとした、NGO による 10 年以上の活動のおかげもあり、密輸されるラミンの販売は世界的に減少した。

イギリスでは EIA は DFID からの助成金で活動し木材貿易分野のエキスパートとして信頼を得ており、アメリカではレーシー法施行の技術支援を行う Forest Legality Alliance の設立メンバーとして多くの企業と協働している。

## ②FoE-UK

FoE は世界中に支部がある国際的な環境 NGO である。FoE-UK は、持続可能な地域づくり、気候変動、森林、大気汚染と酸性雨、廃棄物削減、有害廃棄物、都市交通の改善等を実施している。森林保全に関しては、違法伐採問題に関するキャンペーンのほか、アブラヤシ・プランテーションの問題にも取り組んでいる。

FoE はイギリスで、森林に関してすでに 20 年以上、さまざまな活動を展開している。1990 年代においては、絶滅が危惧されていたマホガニーの伐採を食い止めるため、マホガニーの輸入禁止を目指すキャンペーンを行った。その後、マホガニーはワシントン条約（CITES）に登録され、取引が規制されることになった。

FoE は熱帯材の取引に関して最初に行動を起こした NGO のうちの一つである。大手 DIY ショップの B&Q 社は、1991 年に最初の木材調達方針を策定したが、そのきっかけは FoE UK が同社を対象に行ったキャンペーンであったと言われている。

## ③グリーンピース UK

グリーンピースは、企業の活動や政府の政策が変わる直接のきっかけになった団体としてよく名前が挙げられる NGO である。現地の状況を詳細に調査した各種報告書の発表と、メディアの注意を引くための直接行動によるパフォーマンスで、世論の注意を喚起してきた。多くの企業は、グリーンピースのこうした行動をきっかけに、他の NGO からの支援を得て改善を図ってきている。

グリーンピースの直接行動は、日本では眉をひそめられる向きも多いが、欧米においては、社会に潜在している問題を表面化するその役割が認識されており、また、市民社会から政府への意見を代弁するものとして、重要な役割を果たしてきている。本問題に関しても、直接行動とキャンペーンをさかんに行うかたわら、地道な調査と広報活動により、イギリス社会において、「違法伐採木材、あるいは合法性が証明されていない木材を使うことのリスク」を政府・企業に肝に銘じさせることに成功してきたといえる。実際今回話を聞いた多くの関係者がグリーンピースのキャンペーンが持続可能調達に関する各種方針を後押ししてきたとしている<sup>105</sup>。

<グリーンピースのキャンペーン手法の一つであるバナー掲示の例>

アムステルダム港のカーギルの大豆を運ぶ船のクレーンにバナーを掲げるグリーンピースのキャンペーン。バナーと船には”FOREST CRIME”と書かれている。（2006年4月） © Greenpeace / Andrew Kerr



<sup>105</sup> Helden 氏、Boer 氏



イギリス・ロンドンの議事堂の屋根に上り、プロテストを行うグリーンピースのキャンペーナー（2009年）。

## まとめ

欧州における合法性・持続可能性が証明された木材及び木材製品の民間調達における需要拡大のための活動について、情報を収集するということで、おもに英国について調査を実施した。

英国は、違法伐採対策などにおいて、早くに木材調達方針を作成するなど、違法伐採対策においては、欧州でもリーダー的存在である。政府としては、業者や地方自治体向けのキャンペーンを、主に CPET を通じて実施している。

一般消費者に対する啓蒙活動という点では、本調査で聞き取りを実施した欧州の政府、業界、NGO 関係者は一様に、その役目は NGO が担っているという意見であった。政府の予算は限られているため、その予算は業界など、さまざまな決定権を持つ人に対しての普及活動に使用するべきであるという。

環境省請負事業  
平成 22 年度 木材調達のグリーン化普及啓発  
キャンペーン実施業務報告書

平成 23 年（2011 年）3 月  
財団法人地球・人間環境フォーラム  
〒113-0033 東京都文京区本郷 3-43-16 成田ビル 3F  
TEL.03-3813-9735 FAX.03-3813-9737  
E-mail: contact@gef.or.jp  
URL: <http://www.gef.or.jp>

この印刷物は印刷用の紙にリサイクルできます